



平成25年第7回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成25年12月16日（月曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（5番・6番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員会報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	認定第 1号		平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第 1号		定住自立圏形成協定の締結について
日程第 6	議案第 2号		占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例を制定することについて
日程第 7	議案第 3号		平成25年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 8	議案第 4号		平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 5号		平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 10	議案第 6号		平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 11	議案第 7号		平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 12	議案第 8号		平成25年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 13	議案第 9号		平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（8名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	小峰義雄君
	2番	長谷川耿聰君		3番	山本敬介君
	4番	五十嵐正雄君		5番	佐野一紀君
	6番	工藤國忠君		7番	木村一俊君

○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

村長	中村博君	副村長	堤敏満君
会計管理者	小林潤君	総務課長	田中正治君
企画商工課長	伊藤俊幸君	保健福祉課長	小尾雅彦君
福祉施設推進室長	中田芳治君	産業建設課長	尾関昌敏君
林業振興室長	田畑泰行君	トマム支所長	岩谷健悟君
総務担当主幹	平川満彦君	職員厚生担当主幹	木村恭美君
財務担当主任	野原大樹君	税務担当主幹	合田幸君
企画担当主査	中里安紘君	商工観光担当主幹	松永英敬君
広報担当主幹	松永真里君	国保医療担当主任	橘佳則君
社会福祉担当主幹	高桑浩君	保健予防担当主幹	細川明美君
介護担当係長	蠣崎純一君	農業担当主幹	阿部貴裕君
土木下水道担当主幹	岡崎至可君	建築担当係長	嵯峨典子君
水道担当主幹	小林昌弘君	環境衛生担当主幹	平岡卓君
林業振興室主幹	鈴木智宏君		

### (教育委員会)

教育委員長	藤本重克君	教育長	藤本武君
教育次長	中田利明君	学校教育担当主査	小瀬敏広君

### (農業委員会)

会長	水野利行君	事務局長	尾関昌敏君
----	-------	------	-------

### (選挙管理委員会)

書記長	田中正治君
-----	-------

### (監査委員会)

監査委員	鷺尾心英君	監査委員	木村一俊君
事務局長	窪田敏雄君		

## ○出席事務局職員

事務局長	窪田敏雄君	主任	八木香織君
------	-------	----	-------

開会 午前10時

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第7回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、工藤國忠君。

○議会運営委員長（工藤國忠君） 12月9日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日12月16日から17日までの2日間といたします。議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上、報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、5番、佐野一紀君、6番、工藤國忠君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月17日までの2日間に決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（窪田敏雄君） （記載省略）

○議長（相川繁治君） 次に、議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、長谷川耿聰君。

○総務産業常任委員長（長谷川耿聰君） 所管事務調査につきまして2件ございますので、日にちの順にご報告いたします。

まず、1件目は平成25年11月8日占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村議会総務産業常任委員長、長谷川耿聰。所管事務調査に関する調査報告（行政視察）について。このことについて次の通り事務調査を実施したので報告します。

1、調査期日、平成25年10月8日から9日までの2日間。2、出席者、議会議員8人。3、調査地等、①旭川市林業試験場、トドマツの葉の有効活用について。②下川町、木質バイオマスについて、エゾシカ対策について。

(1)といたしまして、トドマツの葉の有効活用について、旭川市でございます。まとめといたしまして、トドマツの葉のアルコール抽出成分にペルオキシソーム増殖剤応答受容体 $\alpha$ と $\gamma$ を活性化することで、食後血糖の上昇を抑制

し、糖尿病を改善させ、更に高脂血症も改善させる効果があると認められた。今後、機能性食品や薬剤としての利用が期待される。森林資源の有効な利活用のため、一次抽出物（エタノール）の供給地として、占冠村も可能性があるの  
で検討する必要がある。

(2)木質バイオマスについて、下川町です。下川町は、昭和28年から国有林から払い下げを受け、今では約4,210ヘクタールの町有林を確保し、森林を継続的に整備しながら資源を循環させる、森林経営を進めている。また、町有林と隣接する国有林と共同施業団地（約18,511ヘクタール）の協定を結び、森林システム販売や林道整備を行っている。なお、同町には8社10の工場が動いている。平成23年度には、環境未来都市に選定、地域活性化総合特区に指定され、今年度は次世代エネルギーパーク事業が国から認定を受けている。まとめといたしまして、木質バイオマスエネルギーは、平成11年度から研究が進められ、平成16年度から五味温泉でチップ化の導入により、年間約350万円の経費削減になっている。原料の林地残材や河川の支障木などの集積及び製造・供給施設として、木質原料製造施設が整備され、現在では、公共施設の暖房約4割が木質バイオマスを利用するなど、地域資源を最大限に活用した、町独自の手法により、町ぐるみで取り組んでいる。占冠村においても、豊富な森林資源を生かした体系的・総合的な住民参加の村づくりのため、湯の沢温泉の薪ボイラーをきっかけに、村内一円に広める必要がある。

(3) エゾシカ対策について、下川町。まとめとして、エゾシカの観光活用や捕獲・食肉利用などの共同研究のため、下川町、滝上町、西興部町の3町でオホーツク山の幸活用推進協議会を今年7月に設立した。北海道地域づくり総合交付金を利用して、①ハンタースクール、②商

品開発と販売、③モニターツアーの企画を研究し、エゾシカ被害や人口減などを3町村共通の課題に連携することを目的にしている。エゾシカ対策は、現在の事業、猟区設定・ジビエ工房を進めるにあたり、占冠村も近隣自治体との連携が必要である。

次の調査事項を報告いたします。平成25年11月8日。占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村議会総務産業常任委員長、長谷川耿聰。所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。記、1、調査期日、平成25年10月28日。2、調査事項。(1)建設工事進捗状況について。(2)台風26号及び降雪による被害状況について。3、調査経過、調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。4、調査結果、(1)建設工事進捗状況について。トマム小中学校校舎耐震改修工事ほか完成を含めた7箇所を調査したが、特に問題はなかった。なお、工事に関連した次の点に留意されたい。林業専用道ホロカトマム線開設工事、この林道は、開設されたが行き止まりなので、迂回林道の検討をされたい。次に、火葬場、墓地周辺の立木が墓石に被さっている箇所は、伐採又は枝払い等の整理をされたい。村道東1線改修工事、同路線につながる村道2号線は、災害時の避難道として予定されているが、急勾配や幅員が狭いので早急に検討をされたい。

(2)台風26号及び降雪による被害状況について。湯の沢地区村有林を調査したが、シラカンバ・カラマツ造林地は広い範囲で倒木状況にあった。植林の際は、樹種の選定に留意されたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上です。

○議長（相川繁治君） これで、諸般の報告を終わりました。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（中村 博君） おはようございます。ただいま議長のお許しいただきましたので、行政報告を申し上げます。審議資料の3ページをお開きください。平成25年9月26日以降の行政報告でございます。

一つ目は、占冠村地域公共交通会議についてでございます。占冠村地域公共交通会議は、道路交通法の規定に基づき設置されているもので、本職の他に富良野沿線の一般乗合旅客自動車運送事業者、国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局、北海道上川総合振興局、村営バス利用者等7名で組織しています。9月30日に平成25年度第1回の会議を開催し、予約型乗合タクシー（むらびと交通）について、本格運行に移行するため協議をいただきました。現在、むらびと交通につきましては、利用対象者、運行区間、運賃等を定め道路運送法第21条に基づき、平成25年2月1日から平成26年1月31日まで試行的な運行をしております。平成26年2月1日から本格運行に移行するため、各委員よりご意見をいただきました。運行車両、運行態様、利用料金等の協議が整い、速やかに道路運送法第4条の許可申請を行うこととなりました。なお、4条申請につきましては、村内の運送事業者より10月18日に申請がなされ、11月28日に許可書が交付されました。このことにより、平成26年2月1日から予約型乗合タクシー（むらびと交通）としてスタートいたします。

(2) 地域資源フォーラム「占冠活動報告ひろば」について。10月20日に地域資源フォーラム「占冠活動報告ひろば」を開催いたしました。村の資源を発掘し活用するため、本村と酪農学

園大学とは平成23年6月6日に地域総合交流協定を、北海道大学大学院環境科学院・星野リゾート トマムの三者連携協力協定は、平成24年9月21日に締結しそれぞれ活動しています。この間の活動を省みて、多くの村民の方々に今までの取り組みと実践事例を理解していただくために開催いたしました。星野リゾート トマムと北海道大学大学院環境科学院からは雲海テラス、村内の小中学校で行った雪の学校、川の学校の開催状況、森のかりうどと酪農学園大学からはエゾシカの管理と食材としての利用価値について、スポーツピアと北海道大学からは森林資源の活用に向けた薪ボイラーの取り組みと可能性がそれぞれ発表され、参加者と意見交換を行いました。後段では、熟議の手法で参加者から占冠村への質問や魅力を出していただきました。内容を見ますとエゾシカ対策、自然環境に関すること、雇用といった課題や、占冠の一番好きな場所についてのご意見もありました。寄せられたご意見等は、今後の取り組みや業務に役立てていくものでございます。

(3) ふらび・香港台観光プロモーションについて。富良野美瑛広域観光推進協議会の台湾・香港トップセールス2013が10月22日から10月26日までの5日間の日程で行われました。富良野市長を団長に、6市町村長がそれぞれ役割を分担し富良野地方、各市町村の魅力について宣伝し、台湾・香港の旅行関係者へ観光客誘致活動を行いました。訪問先は航空会社1件、旅行代理店等6件、セミナー1件、交流会2件で多くのご意見をいただきました。日本への旅行人気が高く、最初の外国旅行は日本という人が多い。日本旅行の最初は東京、大阪、京都方面。二回目の旅行は九州が多かったが最近は北海道を希望する人が増えている。北海道の魅力は景観が美しい、雪があり四季を楽しめるところにある。食べ物がおいしい。温泉があり癒しを楽しめる。

富良野美瑛はここ2年くらいで急に需要が伸びている。人を送りたいくても飛行機の席がないので、発着枠の拡大を望む。定期便は往復の客がないと難しいので、日本から台湾・香港への利用を増やしてほしい。北海道は観光バスが古く、お客様が満足しないので更新してほしい。日本は繁忙期の料金が高く、商品を作りづらいため一定にならないか。ビジネス意欲が強く、北海道でのビジネスチャンスを期待している。以上が主な意見でございました。今回は、民間事業者も参加しており、それぞれの立場で対応していくこととし、行政としては飛行機の発着枠拡大について関係機関へ要望することにしました。最近台湾からの旅行者が増えていることから、11月29日に6市町村の民間団体で富良野地域日台親善協会が設立され、今後は継続的に交流が進むものと期待されています。

(4)木質バイオマス推進コンソーシアムについて。木質バイオマスを普及するにあたり、木質バイオマスコンソーシアム会議を開催しました。コンソーシアムは企業などが共同するという意味があり、今回のコンソーシアムでは本村の木質バイオマス普及について話し合いを持ちました。構成員は本職のほか、村内の関係する事業者、エネルギーの専門家等、4事業体からなります。会議では、湯の沢温泉に導入する一村一エネ事業について内容を確認した後、本村の木質バイオマス事業の展望について質疑を行いました。木質バイオマスについては、薪、チップ、ペレット、パウダーなどがありますがそれぞれの形状、価格により長所短所があること。本村においては公共施設および個人での消費が見込まれるが、消費量、木質の生産、初期投資を考慮すると、薪でスタートするのが最善の方法である。また、消費量が増加した場合、木質の用途が多様になった際には薪から他の木質を導入することも検討していく。石油資源の状況、

原子力発電の現状を見ると、新エネルギーへの転換を進める必要があることが議論されました。村といたしましても、総合計画の見直しで答申されているようにエネルギーの地産地消に向け取り進めてまいります。12月20日には関係者を招き、湯の沢温泉において薪ボイラーの火入れ式を行い、木質バイオマス活用セミナーを開催して新エネルギー取り組みをスタートさせます。

(5)第2回全国村長サミット in 木島平について。第2回全国村長サミット in 木島平が11月15日、16日に開催され参加しました。木島平村は長野県の北部に位置し面積が99平方キロメートル、人口が約5,000人、高齢化率32%で、主な産業は有機栽培の稲作、野菜栽培を中心にキノコ栽培の農業とスキー場、温泉、伝統工芸、名所旧跡を巡る観光となっています。スキー場、ホテル、温泉経営は第三セクターで経営しています。今サミットのキーワードになっているのが「農村文明の創世をめざして」であり、百年前に警鐘された「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」といった教えでありました。また、村民の学習意欲が旺盛でサミットに合わせた長野県むらびとフォーラム、農村文明塾、公民館でのワークショップ、教養セミナーなどが開催されています。農村文明塾には木島平村に関係のある著名な有識者の顧問団があり、強力な支援体制が作られています。木島平村という人を引きつける自然と社会・生活環境、村長をはじめとし村民一丸となったむらづくりへの熱意と意欲が人を動かし、農村文明塾のような一つの形を作ったとお聞きしました。村の成り立ち、文化、歴史などの違いがありますが、農村文明の考えを今後のむらづくりの参考にするものでございます。

(6)旭川十勝道路整備促進期成会要望について。地域高規格道路の旭川十勝道は北海道縦貫自動車道と北海道横断自動車道を結ぶ高速ネットワ

ーク機能を有しており、新千歳空港、旭川空港、帯広空港を結ぶ道路となります。上川地方と他の地方との交流促進や地域経済の活性化、十勝岳の災害対応のため必要な路線であり、2市6町1村で期成会を作り整備促進を関係機関に要望しています。本年度におきましても秋期要望として11月15日に北海道上川総合振興局、北海道開発局旭川開発建設部、北海道開発局、北海道、北海道議会に。11月20日には国土交通省に要望を行っています。本村においても医療、救急、高校通学といった生活路線であり、観光振興において大変重要な路線となります。こうしたことから占冠村～富良野市間を計画路線から調査区間へ昇格するよう強く要望しております。

(7)エゾシカ対策について。本村のエゾシカ対策は、現在エゾシカ対策基本構想により取り進めています。今般エゾシカ捕獲に関し、林野庁の事業を行う株式会社野生動物保護管理事務所が主体となり、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、酪農学園大学、占冠村の4団体で連携協定を締結し、モバイルカリングを実施することになりました。餌付けをして、車で移動しながら組織的・計画的な個体数調整を行う捕獲手法をモバイルカリングといいます。この事業で開発された捕獲技術は将来エゾシカの捕獲手法として各市町村に技術移転されることになっており、その成果が期待されます。今回は平成26年1月から2月にかけて、上川南部森林管理署の協力を得て村内国有林内の林道2カ所でモバイルカリングを行います。定められた行程で作業を行いますが、さまざまなリスクへの対応を検討するため、それぞれの団体と綿密な打ち合わせを行っています。本村においては農業被害額、ライトセンサス調査の結果から推測すると総体的な生息数は減っておらず、日没後に農地に出没することから捕獲頭数は減少傾向にあり、農業被害も依然として多くなっています。

今までシャープシューティング、くくり罠など有効的な捕獲方法の調査研究を行ってきましたが、これといった決め手にはならずモバイルカリングに期待するところです。本事業では、林道の除雪および管理、餌付け、狩猟の安全対策、捕獲個体の回収・処分、記録・計測、本事業の効果検証といった作業がありますが、これらのデータは本村の猟区設定に向けての貴重な資料となりうるものと認識しております。主な用務は記載のとおりでございます。

入札につきましては、5ページに記載のとおり、村道ホロカ幾寅線道路改修工事のほか、7件執行しております。以上で、行政報告を終わります。

○議長(相川繁治君) これで行政報告は終わりました。

ここで、このままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長(相川繁治君) 清流大学の皆さん、傍聴の皆さん、大変お忙しい中ご苦勞様でございます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長(相川繁治君) 日程第3、一般質問を行います。質問者、答弁者をお願いいたします。質問は要点を明確にし、答弁は速やかに簡潔に答弁漏れのないように発言してください。順番に発言を許します。

3番、山本敬介君。

○3番(山本敬介君) 議長のお許しをいただきましたので、私の方から質問をさせていただきます。今まで質問をさせていただいた中から、その後の進捗ですとか、新しい展開もあると思いますので、四点ほど質問させていただきます。



まず一つ目の質問ですけれども、トマムの定住対策についてです。トマムの、主に若者の定住対策については6月の議会でも質問をさせていただきました。その後、トマムの従業員が入っている西寮、こちらからトマムに向かいますと道道を挟んだ右側にある大きな建物ですが、これが閉鎖をされるに至っています。閉鎖されて今、ヴィラスポルトというホテルの方に仮の寮に入っているというふうに聞いていますが、これを機会に村外に住居を移されたという話も聞いております。この西寮の閉鎖後に、どのくらいの方が移住をされたのか把握をしていらっしゃるでしょうか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。西寮閉鎖後の住民の移動につきましては、承知してございます。寮には西寮、臨時社員を含めると多いときで300人程度が入居しているとお聞きしております。今回、西寮から新しい寮であります、ヴィラスポルトへは約80人移動し、ヴィラスポルト以外へ出た人は13人、うち村外へは7人転出し、村内には6人移転したと聞いております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 80人がそのまま残られたということですがけれども、ヴィラスポルトというところは、私も内部をよく承知しておりますが、やはりホテルの部屋ということで長く住めるような環境にはないというふうに聞いております。これはトマムの議員との懇談会の中でも話が出たんですが、例えば料理施設は無く、長い廊下を移動して調理をするといったような、甚だ定住をするにはほど遠い施設というふうに認識しております。西寮が閉鎖して、この後この80の方が定住をしていただけるかどうかというのですね、トマムと話し合い等を持たれて

いるのでしょうか。これについて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トマムの総支配人とは、従業員寮のことでもお話ししておりますし、定住についてもお話し、意見交換しております。意見交換の中で得たことは、一つは、従業員の方の生活圏が占冠ではないんですね。十勝圏といえますか、隣の新得町、清水町、芽室町、帯広市といった、そちらのほうに生活圏があるということと、企業の福利厚生という面がございまして、なかなか難しい問題がありまして、具体的な対策には現在至っておりません。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 質問2に移っていききたいと思うのですが、若者になかなか来ていただけないという地方の悩みが多い町村が多い中で、我が村にはリゾートで実際に働いている若い人がいる訳です。この人たちに定住してもらうということは、まず行政として第一にやるべきことだというふうに思います。確かに十勝圏、新得町、清水町に生活圏があるかもしれませんが、それはトマムに住んでも十分得られる生活圏であって、そちらに移住をみすみすさせてしまうというのは、本当に痛ましいことだというふうに思っています。今、商工会でプレミアム商品券の事業をやっていますが、トマムの販売が非常に不振だというふうに聞いています。これは最も、トマムではガソリンスタンドが今無くなって、商店自体が無くなり始めていると。商店さんが頑張ってやっていますけれども、これは早急に何か定住をしてもらうと。しかも、定住未満の方がそこにいるということですから、これについて本当に村長は若い人にそこに定住してもらおうという気概があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 定住していただきたい

という気持ちは十分ございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは、具体的に定住してもらうにあたって、なにかを進めていかなければならないというふうに思います。私が議会に出て、2年8ヵ月ほどになりますが、トマムでなにか定住について進められたということは一切目にしておりません。逆に、商店の規模が小さくなったりですね、ガソリンスタンドが閉鎖をされたり、どんどん十勝圏の方にトマムの若者が出て行ったりという方向に行っているというふうに認識をしております。具体的にトマムでどのような定住政策は進められるのか、どのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 人が定住をしていくにはやはり集落に魅力が無いといけない、そういうことがございますし、道路・水道といったインフラ整備も必要だと考えております。また、もちろん住む住宅政策も必要だと考えてございます。その魅力ある集落づくり、これに関しては現在、双珠別地区、中央地区、占冠地区で取り組んでいます、集落対策を行っておりますけれども、そのノウハウを生かして住民の皆さんのご意見、ご要望を把握していきたいと思っておりますし、インフラ整備では道路といいますか、住宅内の道路ですね、そういったことを年次計画で進めていきたいと思っております。また、生活に欠かせない水につきましても、本年度より取水施設の整備を進めているところであります。住宅政策でございますけれども、現在は定住促進条例に基づきまして、住宅建設の補助ですとか、公営住宅の整備を中心に行っております。今回、民間の賃貸住宅導入に向けた制度を作りまして、住宅建設を推進するために今回、定例会において条例を提案しております。

しかし、トマム地区におきましては分譲するような村有地がございません。そういった村有地の確保も大きな課題になっております。また、リゾートの従業員でございますけれども、企業も従業員宿舎ということで、考えもあるかと思っておりますので、その辺は企業とも十分協議しながら定住対策を進めていきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 集落対策については、やはり占冠地区、中央地区、双珠別地区で行われて、トマム地区で行われていないということも、一つトマムの住民の人たちにとっては非常に納得はいかないことだと思います。協力隊も今頑張って集落を回っていると思います。ただ、トマムは集落対策が遅れていると。しかも占冠地区、双珠別地区、中央地区で得られた知見というのは、トマムではなかなか使えない知見になっていると思います。それは状況が全然違うからだと思います。この集落対策について、今後はトマム地区でも、協力隊を入れたような活動をされるおつもりがあるのかどうか、それと民間の賃貸住宅ですね、今村長の方からお話がありましたが、これは中央の宮下地区に住宅を建てて、主に福祉施設で働く方のために進めるというふうには認識をしておりますが、これはトマムもぜひ作っていただいて、住民を増やしていただきたいと。住民との懇談会の中では、逆に十勝圏からトマムに移住をして、すばらしい生活環境の中で十勝圏の都会に通勤すると、そういった可能性もあるのではないかと、そういう声も聞かれました。十分、トマムに魅力ある賃貸住宅ができれば住む方が増えるというふうに私は考えるんですけれども、村長に今の集落対策を今後進めるおつもりがあるのかどうか、民間の賃貸住宅をトマムに進めるおつもりがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠村には大きく分けて4つの集落がございます。中央地区にあります3つにつきましては、その集落、それから住んでいる方、固定しているといえますか、状況が分かるようなものでございます。ただトマムにつきましては、従来いる方それからリゾートが始まってから住まわれた方、また最近住まわれた方、多くの方がいらっしやいまして、こちらの集落対策と向こうの集落対策とは一緒ではないような気がいたします。そのためには、私は月1回村長室移動でトマムへ行って、お母さん方ともお話しする機会もあるわけですが、こちらとトマムの住民の方の要望要求というのは違いますので、その辺は一年遅れの集落対策になりますけれども、こちらで培ってきたノウハウを生かしながら本当にトマムの集落をどうしたらいいのか、そこは地元の人と一緒に考えていきたいと思っております。それから、賃貸住宅でございますけれども、ほとんどがリゾートの職員になるかと思えます。そのために、やはり企業の意向、それから従業員の福祉そういったものもお聞きしながら、またこちらから要望するものは要望して対策を進めていきたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 私もリゾートに努めていきましたが、やはりリゾートはただ企業が来て、その土地を買って、そこでリゾート産業を勧めているというものではないというふうに私は思っています。村の産業として、ほぼ10年間村の職員をかけて作り上げたリゾートということで確かに民間経営ではありますが、村が一時期力を注いで作ったものだと、ということはそこで働いている方に地域に住んでもらうというのは必須になってくると思うのです。行政としてはその努力をしていくというのは必須だと思っています。先ほど村長の報告の中にありまし

た全国の村長サミットですね。今、村が全国で180いくつしかないというふうに聞いておりました、村の独自の文明を作っていくと。真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし。非常に素晴らしい言葉だと思います。単に都市の利便さではなく、この村に住んで、村の文化の一端を担ってもらおうと、そういう熱い気持ちでぜひリゾートの若い人たちにアプローチをしていただいて、村に住んでもらえるように本気でリゾートと話しを進めてもらいたいと思います。十勝圏に生活圏があるから福利厚生だから、その言葉に負けることなく、ぜひ村に住んでもらえるように本気で話しを進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） リゾートとは定期に打合せすることになっております。2回目はまだ開催しておりませんが、そういったことも含めて村の思いをリゾートに伝え、またリゾートの職員はやはり近くで住むのが一番だと思いますし、トマムの魅力もでございます。そういったことも発信しながらトマムに定住していただけるようなことも考えてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） この関連で最後に一点。この閉鎖された西寮というのは今後どうなっていくのでしょうか。今、道道からよく見える場所にありますので、このまま廃墟になっていくということでは、かなり景観にもよくないと思うんですが、その情報をお持ちでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 寮としては使われなくなりそうですが、賃貸物件の一つでございますので、他の施設と同様に考えてございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 今のは、確認ですが、今後も管理をしてそのままの状態でも保存してもらおうという方向性でしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 賃貸契約の中には、そういう維持補修も含めた内容になってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。狩猟事故と猟区についてということでございますが、最近ニュースでお聞きになっている方も多いと思いますが、狩猟の事故が続いていると、異常事態になっております。平成25年11月3日ですね、静岡県で73歳の猟銃所持30年以上のベテランの方が、山菜採りをしていた66歳の男性を撃ってしまって死亡させた。その後北海道では、11月7日に新十津川町の山中で、これもベテランの67歳の男性が、一緒に猟をしていた65歳の方を撃ってしまって、これも亡くなられています。その後更に、11月24日には栃木県佐野市の山林内でライフル銃を持った62歳の男性が、これも山中で作業をしていた79歳の方を撃って死亡させているということで、このところ事故が続いておりまして、この他にも死亡には至っておりませんが事故が起きておりまして、警察の方からも通達のような形で注意が促されている訳ですけれども、村の方ですね、こういったことがないようにということで、どのような通達、どのような対処をしているかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村といたしましても、これまで他の自治体での事故に関わらず、エゾシカ対策協議会の中でいかに狩猟事故をなくし、村民の安全を確保するか、そういったことについて協議をしております。

また、直近の事故を受けまして改めて文書、これは11月8日付けでございますけれども、猟友会占冠部会有害獣駆除従事者に注意喚起を行っております。更にこのほど北海道から示されたエゾシカ対策条例、まだ案でございますけれども、これにおいて今後道外狩猟者受入れを促進したいとの条例の内容を受けまして、村といたしましては安全面などの問題から見直し、地元ハンターを優先するよう、そういったことを意見書として提出させていただいたところであります。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 同じく猟のことなのですけれども、村では農業被害の対策は畑を囲うということではなく、ハンターと一緒に有効利用しながら農業被害を減らしていくということで、有害駆除、有害獣の解体施設建設もして行っております。有害駆除数が今年どうなっているのか、まずは数を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 本年度の有害鳥獣捕獲頭数でございますけれども、11月末現在の状況を申し上げます。ヒグマ1頭、アライグマ2頭、エゾシカ235頭が捕獲されております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 先ほどの村長の行政報告の中にもありました、だんだんシカがスレシカになっているというふうに言いますが、昼間は出ずに、日が暮れて猟銃を使えなくなった時点が出てくるという傾向がどんどん強まっています。頭数も235頭ということでかなり、低調な頭数になっていると。エゾシカの肉については、非常に好評だし、好調です。販売の取引先も増えておりますし、引き合いも多くなってきている。また、コープさっぽろがですね、エゾシカ肉の販売をはじめたということで、全道的にもエゾシカ肉の需要が高まっているということで、

今確認をしましたら、在庫もほとんどなくなっているという状態です。全道の処理加工場で連携をしている食肉事業の共同組合についても、どこもエゾシカの肉が不足しているという状況にあると思います。本村においては、そういった事業者の努力によって、肉の販売の方は非常に好調であるにも関わらず、しかも農業被害の軽減をされておらず、シカの頭数も減っていないにも関わらず、シカが捕れないという状態に陥っているという認識ができると思います。これを、やはり解決していくには、占冠村全域を猟区に設定して、先ほどから話しが出ております事故の危険の軽減と、狩猟圧の調整をして、ある意味シカを油断させて捕りやすくするというようなことを、一般の狩猟者をコントロールしながらやっていくということが重要だというふうに思いますが、この猟区について村長の認識と今の進捗状況についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 猟区につきましては、狩猟の安全、そういったことから設定が必要だということで、事務を進めております。現在、猟区設定に向けた取組みでございますけれども、平成26年の狩猟期、これは9月15日から翌年の1月31日でございますけれども、これに向けて猟区設定をするため、事務を進めております。猟区設定に向けては、現在北海道の補助事業であります地域づくり総合交付金、これを活用するため調整を図ってきております。この度、上川総合振興局との調整が整いまして、補助金の交付決定を受けたことから、具体的な取組みとして業務設定の業務委託契約を締結してございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 再度お伺いしますが、平成26年9月15日から翌年1月31日ということ、来シーズンの狩猟期には猟区設定をすると

いうふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） たぶん国の許認可事項でございますので、こちらの目論見どおりいかどうか分かりませんが、現在はそれをめどに事務を進めてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。地域材の活用です。これも6月に質問させていただきました。占冠村のシモカブ工房ですが、昨年度も非常に頑張って収入を上げております。観光協会の中にありますので、単純には言えないこともあるのですが、だいたい500万円以上の収益上利益が出ているということで、これは道の駅、トマム等でも非常に好評を得て質の高い良いクラフトが生み出されている訳です。クラフトについては、占冠村で進めている森林材の有効活用の最終的な出口ということで、重要な位置付けだというふうにこれから考えていけると思うんですが、前回の6月の議会ではこれをさらに行政としてバックアップしていく、もしくはそのクラフトという文化を村民の生活の中に入れてほしいということで、例えばですが「君の椅子」、子どもが生まれたときに椅子を贈るプロジェクト、もしくは中学生が学校に入学したときに椅子を贈るようなプロジェクト、こういった例を挙げて地域材をぜひ行政のバックアップを含めて地域の中でクラフトとして根付かせてほしいというような要望をいたしました。ところが今定例会で出てくるんですけれども、村長室の応接セットを入れ替えたいということだったので、その応接セットを入れ替えるにあたって、このクラフト工房のものをを使うということは当初念頭になかったということでありました。本気でクラフトを根付かせていこうということであれば、最も象徴的な村長室のテーブルセット

というのは、ぜひクラフト工房のものを使うべきだというふうには私は思った訳であります、このクラフトをしっかりとサポートしていく、根付かせていくというようなお考えがとおりかどうか、再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） クラフト工房につきましては、できてる製品の完成度は非常に高いものがあると思っておりますし、トマムリゾートそれから、道の駅等での販売も好調であると聞いております。また、地域産材、できれば占冠産のものがよろしい訳ですけれども、道産材の利用ということでもクラフト工房については村でも今後、支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 村長室のテーブルセットという具体的な例を出しましたが、行政が購入をするような家具類、もしくは木工製品にクラフト工房のものを使っていくというようなお考えがとおりですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） クラフト工房で今制作されておりますのが、箸、ククサ、鍋敷き、タッチウッド、そういった日常生活のものを作っているという認識がありまして、家具類の制作を行うことが可能だと、そういう認識がちょっと薄かったことがございます。そのためには、今回、村長室に置く応接セットも当初は念頭に無かった訳ですけれども、そういったこともできるとクラフト工房の方から担当者の回答もございましたので、村長室については現在占冠産材を使ったテーブルを考えてございます。また、村内の木材を利用ということでございますけれども、今後これから予算の査定もある訳ですけれども、どういう記念品になるか分かりませんが、何かひとつそういったクラフトの記念

品といいますか、そういったことも考えていきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 前年度、補助として森林資源の活用再生事業として520万円、今年度については420万円を村として補助をして、このクラフト工房の継続的な事業展開に役立ててもらおうということで、助成措置を継続しております。6月の時点では今後どうしていくかという方向性はまだ見極めていないということでありましたが、次年度の予算も今作成されている最中であると思っておりますが、クラフト工房はこれから独立をしてやっていこうという方向性というふうには聞いておりますが、これについては村としてこの助成措置を今後、継続されるおつもりがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 支援の形にもいろいろあるかと思っております。今年で3年過ぎますので、検証する段階かと思っております。収支内容等をお聞きしまして、独立するため今も国でもいろいろな制度を持っています。村でも制度はありますので、そういったことへのアドバイスですとか、製品については記念に贈るようなものを村で用意したいと、そのように現在は考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。物産館についてということで、昨年6月と一昨年6月と9月に質問をさせていただいております。物産館については、平成23年度は4万2,482人の入客があって、村民が3割、観光客が7割ということでした。駅の乗降は7名というふうにはそのときはお答えがあったんですけども、平成24年度、分かれば平成25年度、どういった状況になっているのか、物産館の入客状況をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 物産館の入館者の数でございますけれども、平成25年度4月から11月にかけては、3万5,886人になっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 高速道路の工事も終わって少し低調になってきているというふうに見られますけれども、それでも非常に村民に愛されており、私もよく利用させていただきましても、中の店舗の方は非常に頑張ってやられているということだと思います。前回質問させていただいた趣旨も、やはり道の駅に比べて顧客満足度も含めて古い施設になってしまっていると。これはやはり、富良野広域観光圏の入口の施設として、JRの駅の正面の施設として、質を高めていっていただきたいということで、いくつか質問させていただきました。その後、その時に指摘をさせていただいた部分の改善がなされたのかどうかお伺いしたいと思います。まず、1階のパブリックスペースと観光窓口ですね、これについてどのような整備をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 前回の答弁と重複するところがあるかと思いますが、昨年の6月以降で申し上げますと、平成24年11月に床ワックスの清掃を行っております。また、平成25年6月に自動ドア装置の取替えなど、施設の老朽化が進んでいることからメンテナンス等を実施してございます。また、1階の休憩室には平成25年3月に授乳室を設けまして、9月にクロスの張替えを行っております。また、観光窓口につきましては現在も運用してきておりますけれども、観光客の利便性の向上に向けて年度内に無線LAN（ラン）、Wi-Fi（ワイファイ）といった通信環境を整備してまいります。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 今授乳室のお話がありましたが、例えば近年ですと障害者の方、車椅子で通れるスロープ設置されていたり、車椅子用の駐車帯といったものも設置をされております。あと、障害者の方にもお使いいただけるようなトイレについても設置されているというのですが、この1階のパブリックスペースが管理をしていただいている方の定休日にはクローズをしてしまう、という問題がありました。夏場には休日なしで運用されているということを以前、答弁がありましたけれども、その後この授乳室含めて、授乳室、障害者の方がご利用いただけるトイレ、休憩スペースですね、そこで村のビデオなんかも流していますが、そこに現在も休日あるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 4月から10月の7ヵ月間で1階のパブリックスペースの使用できない日は7日間になっております。1ヵ月平均利用できない日は月に1日になります。冬期間はパブリックスペースの休日が夏に比べて増える状況にあるのは確かでございますけれども、来館者数も夏の3分の1までに減少する状況や、来館者数の半数が村民であること、開館する経費面を考えますと、昨年お答えしたように利用客の現状から、ずっと開館するという事はちょっと難しい状況でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 障害者の方が、もしくは介助の方と一緒にトイレを使おうと思って、車を止めて車椅子で出てスロープを上がって、中に入って閉まっているということは、これは由々しき事態ですよ。例えば休日の時には休日なので、道の駅に、車を降りる前に誘導できるような看板を設置するとか、そういうものがな

ければパブリックスペースにそういう休日があるということは、著しく観光という視点から行くと、意識が本当に低いと言わざるを得ないと思うのですが、村長は具体的に考えられたことございますか。確かに夏は7日間しかない、冬も来客が少ないから大丈夫だ、という理論もあるかもしれない。それは一般客が歩いてあそこに入ってきてトイレがないから2階だね、ということは私もそれはそれでいいと思うのですが、それとは場合が違うというふうには思うのですが、もう一度村長の考えをお伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） スロープをつけて、障害者、車椅子の方が利用できるように、とりあえずした訳ですけれども、中のパブリックスペースと、実際店舗やっているスペースもあるものですから、その区切りについては現在のところ整理はまだしていない状況でございます。費用もかかりますけれども、その辺は店主含めてどういう状況であるのか把握して善後策を考えて見たいと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 店主の方にはなんの落ち度もないです。店の休日があるというだけです。これは単純にシャッターの位置を変えればそれで済む話ではないでしょうか。シャッターを移動するにはいくらぐらいかかるのか、ぜひ試算いただいて、それと障害者の方が中に入って使えないということが年間何日かあるということと比較をいただいて、考えていただきたいというふうに思います。今のことをもう一度お聞きすると、冬のスロープの除雪についてと併せてお聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） シャッターでございませうけれども、数十万円かかるという見積りはいただいております。それから、年中無休でやる

としますと、その期間の人件費がかかりますので、そういった経費も考えていかなければならない、そのように思っております。それから、誘導に関してはやはり一考しなければならない、そのようにも考えてございます。それから、開館につきましては今条例で定めているところもあるものですから、それも含めて今後どうしていけばいいのか、それも検討していかなければならない事項だと思っております。冬のスロープの除雪の件でございますけれども、設置した際には冬の除雪というのを考えてございませんので、現在入り込み等を考えますと、それに係る経費それから人ですね、そういったこともありまして、今のところは現状で対応してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 今終わろうと思ったんですけれども、その冬のスロープを設置をしているけれども、除雪をしていないというのは、設置する意味が全然ないですよ。しかも中は閉まっているかも知れないという状況があるということは、ここを今、誘導というお話がありました。もう車を降りる前に障害者トイレはスロープを含めて使えないというのを大きく見えるように、万が一かもしれないですが、降りた方がわざわざ階段に入って、それでも使えないという状況が起こらないようにするのが行政の責任じゃないかなというふうに思います。最後にそれをお聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご指摘のあった点、改めて考えてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） まず村長に伺います。広島平和体験学習事業の充実についてということで、質問いたします。村長の施政方針の中で



もこの件につきましては、アスペンとの交換留学生の取組みの事業とともに、広島平和体験学習についても重要な施策として取組んでいくということになっています。そこでこの平和の村宣言の具体的な取組みとして、この間進められてきました。この事業も今年で実は28回目を数えております。4人の生徒と引率者1人の5人体制で昨年までは実施され、帰村後、平和を考える映画会の中で参加者から体験報告が行われ、また村の広報誌にて広く村民に感想報告も行われているという長い歴史のある取組みであります。しかしながら、広島までの行程とか8月の猛暑という状況の中で参加している生徒の中には体調悪化などの事態が発生して、このことによって今年度は生徒に対する安全性確保のために、実は引率者を1人増員し引率者2人、生徒4人で参加して来ました。今後も生徒の安全を考えるとどうしても引率者を1人ではなくて2人についていかなければ、安全等の補償が出来ないということがあります。次年度以降も中学生4人の参加が見込まれる状況の中で、この間教育を語る住民会議の中でこの事業費については最大限節減に努力してですね、例えば航空運賃を早期に予約申込みをしてできるだけ安い形で経費節減にこの間努力してきた訳ですけども、大幅な事業予算不足が生じてくるという状況になっています。占冠村の平和の村宣言の具体化を図る政策として、こういった平和体験を行った中学生、保護者、地域住民から高く評価されており、将来にわたり事業継続が強く期待されているところです。それらに伝えていくためにも事業費の増額が必要と思いますが、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。本事業につきましては、議員おっしゃるとおり平和の村宣言を具現化する

政策として村民に広く理解され、長年継続されている事業でございます。また、村内外にも高く評価を得ていると考えておりますので、今後においても継続してまいりたい。また、派遣している子どもたちにとりましても、貴重な体験でございまして、その経験を広く村民に伝えて後世にも語り継がれるものでありまして、教育という側面を持っていることから、支援してまいりたいと考えております。引率者増員に伴う事業費の件、ご質問の件でございますけれども、現在新年度予算に向けて主催する団体からご指摘のとおり引率者の経費が不足していると、そういう実態及び決算書、次年度に向けた計画書が出されておりました。助成額の増額についての要望がございます。村といたしましてこの内容を精査しながら、新年度予算に向けて検討してまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 次に教育長に伺います。小学校における特別支援員の配置についてですね、本村における複式学級の現状と今後の見通しはどのようになっているのか、まず伺います。また、占冠中央小学校、トمام小学校に特別支援員の配置はどのようになっているのか併せてお答え願います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問に答えさせていただきたいと思っております。本村における複式学級の現状と今後の見通しはというご質問でございましたけれども、今年度の複式学級の状況でございますけれども、占冠中央小学校、トمام小学校ともに完全複式の3学級でスタートしてございます。それとトمام小中学校においては、昨年度までは3学年がいないということで学級数が減でございましたけれども、今年度からは従来どおりの複式の学級で推移すると思っております。今後の見通しなのですが、

以前の議会の中でも答弁をさせてもらいましたが、これからの子どもたちの数については極端に増えるとか少なくなるとか、年においては現在生まれている方々の人数から調査しますと、増減はございますけれども全体での児童数というのは現状のままでほしい横ばいで推移するものと考えております。それで次年度の特徴的な話でございますけれども、占冠中央小学校においては1年生の数が増えるということで、今、完全複式の3学級でございますけれども、今の予定でいきますと占冠中央小学校については、来年度は1学級増の4学級で編成になっていく予定でございます。それと学習支援の配置状況でございますけれども、今年度においては占冠中央小学校に1名、トナム小中学校に1名、合計2名の支援員を配置してございます。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） そこで、複式学級の授業の実態ということについてちょっと触れてみたいと思います。1限の授業をすすめるやり方なんですけれども、例えば1年生と2年生もっている場合に1年生の方に10分教えたら、2年生の方に10分と。その間1年生は自習というか、ペーパーか何かを読んだり本を読んだり教科書を読んだり、こういう形になっている訳です。本来やっぱり子どもたちというのは担任の先生に、1限1限をびっちり一緒になって学習をしていく教育をやっていくというのが本来の姿ではないのかなというふうに思っている訳です。児童数が少ないために、複式になるということによって結果的に子どもたちは、1限のために半分しか直接先生と触れて教育を受けることができないという実態になっている訳です。当然、教える側の先生も大変な状況の中で子どもたちと1、2年生をまとめてやらざるを得ないと、こういう状況になっている訳です。

こういったことを解消していくためには、やはり学習支援員を複式学級にぜひ配置してもらって、その中で子どもたちにちょっとしたつまづきとか教育の中であった場合に支援員の人がかちょっと声をかけてみてあげられる、こういった形をすることによって子どもたちが授業に集中できると、こういったことになってくるんだろうというふうに思っています。この辺について、教育長としてこの取組みをぜひやっていただきたいのと併せて、やはり占冠村だからできる教育というのがあるというふうに思っています。その辺についての考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。今、議員がおっしゃられたとおり基本的には1学級1人の担任の先生でその授業を展開していくという方法が、一番私もベターだと思っています。現在の状況でいきますと、国等の制度上で定数等の問題がございまして、各学年に1人というものについては各クラスの人数によってそういう縛りがございます。学習支援員の制度とは別にいたしまして、私の方といたしましても定数に対する改善というか、子どもたちにとって、ひとクラスになるような教職員の加配だとか増だとかといったものについても、ことがあれば道や国には直接は言えませんが、そういった対応もしていきたいと思っております。それと今後の見込でございますけれども、次年度におきましてもできる範囲ということになってはおりますけれども、これから村との予算の調整もございまして、ご指摘のとおり支援員を配置していけるような、そういう取組みをやっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 村長に伺います。公契約条例の制定、この問題については過去2回

ほど質問を何人かの議員からされてきているところであり、村としては場内で検討していきたいということでの答弁があった訳ですけれども、実は今年度の決算特別委員会の議論の中にもありましたように村が事業費を支出している事業において、そこで働いている労働者の労働条件が大変低く抑えられている実態が明らかにされました。これらの問題を解決していくためには、最低限の歯止めとして、村として発注する側の責任として、公契約条例なるものを制定していくことが強く求められているというふうに思います。もちろん地元の事業体に村の事業をできるだけ多く発注するのは、それはそれでいい訳ですけれども、その中で今言いましたように、当然事業体も生き延びていく、そこで働く人たちも生き延びていくということを考えた時に、一定のこういった条例が必要ではないかというふうに考えています。それとこの条例が制定できないというような今までの状況であります、できればこの制定までの多くの時間を要するというふうに考えていますから、これらの事業ごとの発注した責任者、責任ある側としてのチェック体制をどのようにしていくのか、伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。現在、行政の効率化が進んでおりまして、事業を民間に委託する自治体が増えてきております。委託先の会社で働く人に雇用不安、それから賃金の低下が起きている現状や、自由競争による入札価格が下がった場合、賃金にしわ寄せがきている状況にあります。そのような中で入札制度を改革して雇用の劣化に歯止めをかけようとする取り組みであると、そういうふうに理解してございます。本村におきましても、働く人の労働環境改善の取り組みは必要と考えておりますけれども、入札制度の条件整理にまだ時間を要す

る状況だと判断してございます。それから村発注事業のチェックでございませけれども、最近では指定管理者制度の導入、それから提案型のプロポーザルによる契約も増えてきておりまして、一定の労働環境ですとか人件費等に関してチェックすることは可能な状況にございます。しかし、一般的な入札では積算に基づく金額から低額な契約が行われている実態にあると考えております。人件費などの管理につきましては、村としてのチェックは行われていない状況にございます。村といたしまして、事業者に対し関与できる範囲で指導・指示を行うなど、協力を求めるといった努力はしてまいりたいとこのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） この公契約条例については北海道内ではどこの自治体もすくい上げられていないということです。その多くは経営者側からの反対にあって、結果的にできていないという状況だろうと思っております。ただ、占冠村を考えた時に事業体もそんなに多い訳ではありませんし、村も積極的に地元企業を優先というか、そういった方向性も出しての間できるだけ多くは地元の事業体に仕事をできるような形を取組んできている訳です。それはそれで結構な訳ですけれども、今言ったような問題がありますから、公契約条例はすぐ作りあげられないということであれば、後段で言われましたように一般入札で行われた事業体については、なんらかの形で村として関与していく必要があるというふうに思っています。基本的には労働基準監督署とかそういったところからの指導等を仰がなければならぬ訳ですけれども、そういったところにはいかないまでも、事業発注側の責任としてできるだけ地元事業体を育成するとともに、そこに働く人たちの労働条件を少しでもあげていくような形をぜひとっていただきたい

いというふうに思っています。その辺の取組みについて再度村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 公契約に持っていくには、いろいろな条件整備が必要でございます。例えば最低制限価格制度ですとか、低入札価格制度、そういったものが必要でございますし、こういった範囲、業種ですとか予定価格そういったものの範囲、まだございますけれどもいろいろなものを整備していかなければなりません。そういったことには先ほども申しましたようにまだまだ時間を要するかと思っています。一般指名競争入札をした場合に落とした業者に対してどれだけ村として関与できるか、そういった範囲もございまして、現在言えるのは範囲内で指導、それから指示もしてまいりたい、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 質問させていただきます。10月16日に発生しました降雪、強風によるハウスの倒壊が報告されています。農家数で2戸、ハウスで5棟の倒壊ということでありました。そのうち3棟は共済組合の保険対応となったと聞いておりますけれども、村の対応がどのようになっているのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 小峰議員のご質問にお答えいたします。ハウスの倒壊の件でございまして、中央地区で1件、トマム地区で1件のハウスの倒壊が報告されております。村といたしましては罹災農家への聞き取りとあわせ

て災害の発生と被害額の報告について上川総合振興局の方に連絡しております。罹災農家への聞き取りでは、来年度についてはハウスの更新とあわせて露地栽培、作物への転換を検討されているということでもありますので、来春の営農計画時に再度農家への聞き取りを行い、対応を検討したいと考えております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 私の調査したところではですね、1棟は対象になっておりませんが、再建して続けたいという意向があるようでもありますので、そういうような中で村の対応を考えるべきだというふうに思いますが、再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村の対応でございますけれども、先ほども申し上げましたように来春、きちんとした営農計画を立てる時点で再度農家のご意向等をお聞きしまして、村としての対応を考えてまいりたいと思っています。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） そんなことで村の対応をきちっとしていただきたいと思います。少数な農家なのですが、占冠村は今新規就農の事業も取り組んでいますが、そういう中で将来に向かっての新規就農の取り組み事業としては、畑作とかハウス栽培というようなものに力を入れていかなければならない。占冠村の土地条件等々を考えますと、そういうところに力を入れていかなければならないというふうに思っております。そういう意味で新規就農等のことも考えて、この件については前向きに検討されるように思っておりますので、そういうような考え方で取り組んでいただきたいと思っています。それから、二点目ですが、シカ柵の問題で、先の議会で。

○議長（相川繁治君） 小峰議員。今の新規就農問題については答弁要りませんね。通告外で

すので、気をつけてください。

○1番（小峰義雄君） これは答弁ではなくて、そういうようなことで考えてほしいというようにあります。先の議会でシカ柵設置、アライグマ対策について他の議員からご質問がありました。その後の経過等について質問させていただきます。最初にシカ柵でありますけれども、畑作農家のシカの被害対策としてシカ柵を考え、国の補助金や村の農業振興事業、補助金で対応し、受益者負担がどのくらいになるのか試算して検討したい。このように答弁されておりますが、その後どのような取組みになっているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） まず、シカ柵の取組みでございますけれども、本村の鳥獣被害対策につきましては、占冠村鳥獣被害防止計画に基づき行っておりまして、エゾシカについては個体数調整で被害防止対策を講じております。これは本村が有する地形から農地が散在していること、またその農地の大半が牧草地であることから販売作物ではないため、他市町村に見られるシカ柵設置での被害防止対策は費用対効果の算定から困難であります。また、シカ柵延長が長くなり、事業費もかさむことから農家負担も高額となるという観点からでもあります。しかしながら近年、比較的居住に近い畑作地において、エゾシカによる食害が確認されておりまして、有害駆除による被害防止対策が困難であることから、これまでの対策とあわせて耕種作物の作付け地のみを対象としたシカ柵設置について、占冠村鳥獣被害対策協議会にお諮りしながら計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。あわせて、耕種作物を作付けする農家に対して、シカ柵設置に関わる概算費用とあわせてメリット・デメリット、補助制度などをお示ししながら意向調査を行ってまいります。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 今、答弁がありましたけれども、先の住民と議員との懇談会の中でもその話は出まして、村の話では国が50%、それから村が25%、受益者負担が25%というように、言われているというようにありました。ヘクタールあたり75万円ですから、受益者負担が18万7,500円になります。これが高いか安いかなというようにありますけれども、他の町村、例えば南富良野町であります。シカ柵を設置しておりますが、受益者負担は設置するときには町の補助制度がありまして、負担がないというように設置をしているようであります。この維持費等については受益者といいますか、組合個人といいますか、そういう組織でやっているようでありますけれども、設置するときはそういうような状況で負担がない状況でやっているようであります。そういうようなことを参考にしましても、25%というのはそういう意味からすると、なかなかきついのかなというように思いますが、その辺りについてどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 補助事業でありますので、基本的には農家負担はございます。南富良野町の場合、政策で農家負担をなくしたという話を聞いておりますけれども、例えば補助事業として採択される要件というものもございまして、占冠村が南富良野町と同じような事業を導入できるかと言うと、それは非常に難しい。多分できないということを考えております。今できる最善の方法といたしましては、補助金50%の残りについては25%、25%の負担で行っていくということになるかと、現在の段階ではそう思っています。南富良野町の場合ですと、単独ではないんですね。管理組合といいますか、そういうものを設けましてやっております。

そういう組織作りももし補助事業対象でやるのであれば必要でないかと。そういったことも含めて、より良い補助制度がないか探しておりますし、農協等へも働きかけを行っているところでございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 村長の答弁は良く理解できます。ただ、占冠村の農家戸数、先の議会でも新規就農について質問をさせていただきましたけれども、いわゆる他町村と比べて見ても、後継者の問題は全国的な問題であります。占冠村は農家戸数が少ないのと、後継者が著しく少ないと、こういった実態にあります。しかも畜産の主体の中で、畑作農家も本当に何戸かというようなことで、非常に少ない戸数であります。先ほどのハウスのところでも申し上げましたけれども、そういう中でも村として予算を組んで新規就農対策を取り進めているところですね。その中で将来の方向としてももちろん現状は畜産ですけれども、農地も少ない中で、そういう新規就農の可能性が高い業種というのは畑作であり、ハウスだというふうに私は思っております。もちろん畜産農家が意欲を持って取組んで、というのは、それはそれで可能性があればいいと思うのですが、将来の方向としてはそういうところに力を入れていくべきだというふうに私は思っております。そういう中から、現状から見て新規就農を一人育てるのにも、すごいエネルギーのいるものだと思います。そういうような占冠村の実態からすると、一人の既存農家をきちんと継続して営農してもらうということも非常に重要なことだと思います。そういう意味からすると、他の町村のやっているような状況の中で、他の町村ではそういうふうにしていて、占冠村ではできませんよというところを、やはり占冠村の行政というのはきめ細かな考え方で対応していかなければならない。そうしな

いと新規就農も既存農家も育っていかないのではないかとこのように思っています。その辺の考え方について村長はどのようなお考えを持っておられるのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 小峰議員。新規就農については通告がなされていないので、それはハウスの問題とシカ柵の問題で言うのであればいいけれども、ちょっと逸脱しているのではないのかなと、そんなふうに思います。

村長。

○村長（中村 博君） 占冠村の農業というのは、議員がおっしゃるとおり農家が点在しておりますし、後継者不足というより後継者不在の農家が多くありまして、そういった対策をまずしなければならぬ、そのように考えております。お金のことを申し上げれば、きりがいい訳ですけれども、もちろんシカ柵を全村に設置するのは望ましいことであるとは思いますが、費用対効果、それから村の農地が散在しているという地理的なものから見ると、やはり全村的な取組みはまず無理だと考えています。先ほど申し上げましたように、耕種作物を植える農地であればどの辺までやれるのか、どういった補助政策があるのか、そういったことを今検討している段階でございます。来春には農家の営農計画もありますので、そこは農家と膝を詰めて村の説明やら農家のご意見等をお聞きして進めてまいりたい、そのように考えています。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 今、村長は全村的には考えていないと言いましたけれども、私も全村的に考えて質問している訳ではありません。初めに言いましたけれども、畑作農家ということで限定をして言っておりますし、先に質問された議員の方も畑作農家のシカ柵対策ということで質問しておりますので、そういう趣旨で質問しております。いくら議論しても水掛

け論ですけれども、ぜひ受益者農家と十分話し合われて、受益者農家も全く自分で負担を考えていないということではないというふうに私は理解しておりますので、そこのところは十分話しをして、今後に向けて畑作が健全に育っていくように行政として取組んでいただきたいというふうに思います。次にアライグマ対策ですけれども、朝日新聞の10月21日の報道によりますと生息目撃情報は9月末現在、144町村で全道自治体の8割を超えたとのことであり、アライグマは北米圏産で、道内では1979年に恵庭市内で飼育された約10頭が逃走し野生化したのが発端とのことですが、2012年は全道で8,400万円の被害額、6,300頭の捕獲数といわれています。占冠村では今年2頭捕獲し、農作物の被害も出たと聞いておりますけれども、今後の対策についてのどのようなお考えかお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） アライグマの今後の対策でございますけれども、アライグマに対する被害防止マニュアルというものを作成いたしまして、箱罾ですとか被害防止ネット等の設置を助言するとともに、占冠村鳥獣被害防止計画にアライグマを対象鳥獣として追加して、被害防止対策を講じていく考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 村として防除実施計画の策定をされておられるかどうか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） アライグマに関しては、現在そういうものはございませんから、被害防止マニュアル、そういったものを作るのと同時に村が策定しております占冠村鳥獣被害防止計画、これにアライグマを対象鳥獣として追加しまして被害防止対策、そういったものを講じていきたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 被害防止マニュアルと言いましたけれども、その計画と防除実施計画の策定というようなことになっておりますけれども、これとイコールなのでしょうか。防除実施計画の策定というのは、これを策定しますと狩猟免許がなくても箱罾を仕掛けられ、禁止されている捕獲場から移動しての処分ができるということになっておりまして、144町村で、先ほど言いましたけれども、見かけたりしているという調査の中で出ていますけれども、その中で117町村が防除実施計画を策定していると。そのところは先ほど言いました村長のマニュアルとイコールなのか、どうなのか。再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 防除実施計画というのは8年計画で、平成33年度分の計画は策定済みでございます。その他に被害防止マニュアル、これは現在策定に向けて作業中でございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 湯の沢温泉の運営状況について質問いたします。湯の沢温泉は昭和53年に占冠村農業センターとして開業以来35年になりますが、平成19年より施設の老朽化等により利用客の減少による赤字経営に転落、債務超過に陥る危険性もあり、占冠村第三セクター検討委員会に在り方等について諮問し、答申をいただき、また村民の皆さんのアンケート調査や、ご意見を参考に、議会としても時間をかけて議論し進めてきた経過にあります。村民の福祉の向上、観光振興、地域の活性化を目的に約4,000万円で改修し、3年間の民間委託契約し運営をはじめ、丸1年を経過したところであります。現状と今後の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 湯の沢温泉の現状でありますけれども、昨年から指定管理者を選定いたしましたして、経営を行っております。入り込み等については自主事業を含めて第三セクターでやっている時よりも大幅に利用者は増えていると、そのようにお聞きしております。平成24年度の実績でございますけれども、9件の主催事業、4件10回ほどの共催または受入れ事業といったものに取り組んでおります。今後の見通しでございますけれども、指定管理者のスタッフの充実ですとか、関連会社の後押し、知名度のアップ、リピーターの増加が予想されるので、自主事業の増加とあわせて施設の利用が増えるものだと、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 入り込み人口の書類をいただいておりますが、平成24年度10月からですが、計画では入浴3,500人の計画ですけれども、実績としては5,196人で、計画より1,696人多くなっているということになっておりますし、宿泊数ですが、計画では300人ですが、これも10月から778人で、478人増ということであります。非常に健闘されおりますし、いい状況だというふうに思っています。平成25年11月までの実績ですが、これは入浴が9,525人ですね。それから、宿泊数が897人ということであります。この数字は非常にいい数字でありまして、平成25年度の入浴者の数字は、9,000人になっていますから、そういう意味では11月で今年の入浴数は突破しているということでありまして、宿泊数も897人ですが、計画は900人ですから2、3人で計画を上回っているということになります。そういう意味でずいぶん議論して進めた経過にありますけれども、今のところはそんなことで、非常にいい成績で、実は素人の分析をさせていただいて、そんなことでお金はかかったけれども進めてきて良かったなという実感はしている

ところであります。それで1、2点お伺いをいたしますが、先ほど各種自主事業については報告がありましたけれども、各種計画書の中で、各種報告書を村の方に報告することになっていきますけれども、それは期限内にきちんと報告されているのかどうか。そのことをまずお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 報告の関係でございますけれども、指定管理の料金を払うのに、その都度実績はいただいています。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） それともう一点、平成24年度の収支計画も計画書の中に載っていますけれども、そういう入り込み等の状況からしますと、非常に計画よりも収支計画が上回っているのではないかと、実は計算をしてそういうふうに思っておりますが、そのところを村長の認識としてどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 湯の沢温泉の利用者の入浴者、宿泊者が予定より増えていることは承知しております。ただ、会社のお話を聞きますと、収支の分岐点というのがありまして、利用者が増えればそれだけ収益が上がるというものではないというお話を聞いております。その辺が経営の難しいところだと思っております。村といたしましても今後できる範囲の支援はしてまいりたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 次に、木質バイオマスの件についてご質問いたします。見直しの占冠村の総合開発計画の三大重点目標の、福祉・森林・エネルギーの重点目標の一つであります地域資源を生かした木質バイオマスの利用が、湯の沢温泉で初めて薪利用によるボイラーが12月



20日に火入れ式を行い稼働すると聞いております。大変意味深いことであると思っておりますし、今後の利用の拡大に期待しているものです。事業の成果、今後の問題点等どのように分析されておりますか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 事業の成果と今後の問題点でございますが、事業成果といたしましては、化石燃料から木質バイオマスエネルギーへの転換によって二酸化炭素の削減や、これまでA重油購入費として、燃料代として村外へ流出していた資金のほとんどが村内で循環するというところで、地域経済の活性化につながるものと認識しております。今後の課題としては、化石燃料と違いまして木質燃料は火力の安定性に若干劣るところがありまして、それらについては今後運用していく中で克服されるものと考えております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） それに関わる薪の販売価格の設定についてどのようになっているか、お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪の販売価格につきましては、供給する側と使用する側、そこで基本的には決まるものとそのように考えます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 現在も決まってないということですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪の販売価格でございますけれども、1立方メートル当たり2万円以内の設定と聞いております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） これは民間で決めることだというふうには思いますけれども、湯の沢温泉だけの問題ではなくて、今後村民にも利用

してもらおうということを考えますと、その設定が村が全く知らないといえますか、民間で決めてくれということでもいいのかどうか、そこら辺は疑問に思うのですが、そこら当たりの考え方についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪の供給につきましては村有林の林地残材を予定しておりまして、当然価格設定にはそういういことも配慮するように業者の方には村の意思是伝えております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 村の意思是分かるのですが、ただそこで意思是伝えても民間で最終的に決めるということになると、それが正しいのかどうなのか。要するに、あまり高くなると村民の人が使わないということになるかと思うのですが、そこら当たりの考え方といえますか、普及するためには値段については民間だから、村は全く関与しないよという姿勢でいくのか、一定程度全体的な将来的な利用のことも考えて、行政としてそのところをご理解いただきながら決めていくのか。そこら当たりの考え方についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪につきましては、相場ということもありますし、村で進めようとしております木質バイオマスの普及、これを考えますと、当然意見は言わせていただく、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） どうかひとつ、そのところは、やはり村の考え方といえますか、消費が拡大するような価格の設定、もちろん民間の人たちが成り立っていかなければなりませんけれども、それはそれとして村の支援策等々もあろうかと思えます。ただ価格の問題については、ぜひひとつ、行政も適正な価格、利用拡大がで

きる価格ということを踏まえて、取組んでいた  
だきたいと思いますが、再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご意見のとおり薪の価  
格については利用しやすいといいますが、普及  
しやすいような価格であるのが望ましい訳です  
ので、そういったことは村も関与していきたい、  
そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 薪生産に対する生産業  
者に対する支援等についてどのようなことがあ  
るのか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪生産者に対する支援  
でございますけれども、当面の間村有林からの  
原材料の供給、それから薪生産施設の改修など  
を現在検討しております。また、国それから道  
の施策の中で活用出来るものがあれば、積極的  
に活用するよう支援してまいりたいと思ってお  
ります。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 予想される湯の沢温泉  
の燃料費の削減効果、まだこれからですけれど  
も、どのくらいの予想をされていますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 削減効果でございます  
けれども、現在のA重油ボイラーを使っており  
ますけれども、それと比較して燃料費で2割か  
ら3割の削減が可能でないかと、そのように考  
えております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 湯の沢で利用する利用  
料の予測と今後の木質バイオマスの利用拡大を  
図って、年間利用の可能量を現状でどの程度ま  
で供給できるかという試算があれば、お答えを  
いただきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 湯の沢温泉への供給で  
ございますけれども、年間500から600立方メー  
トルが見込まれています。それから村全体で申  
し上げますと、3,000立方メートルくらいの余裕  
はございます。

○議長（相川繁治君） 次に、6番、工藤國忠  
君。

○6番（工藤國忠君） 議長のお許しをいただ  
きましたので、移住定住交流促進支援事業につ  
いて、本年度はどのように行われているのか、  
内容についてお伺いします。平成25年度はエコ  
ビレッジしむかっぷが運営しています。村は引  
き続き観光協会に行くべく打診したところ断ら  
れたと聞いていますが、断られた理由と、エコ  
ビレッジしむかっぷに事業を渡した経緯につ  
いてお伺いいたします。更に、今後の考えとして、  
法人ではなく一般団体にも事業を発注する考え  
を持っているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。過  
去、観光協会で作ってきておりますけれども、  
今年度中止になった経過というのはこちらでは  
押さえておりません。ただ、できなくなったと  
いうことで連絡が来ております。この事業につ  
きましては、事業予算といえますか、移住定住  
交流事業に補助金が交付されておりますので、  
観光協会が中止されたとしても違う団体で行う  
べきと考えまして、今年エコビレッジしむか  
っぷに事業を委託して、事業に対する補助を行  
っております。今後一般団体もあり得るのかと  
いうご質問ですけれども、事業の目的にそって  
やられるものであれば団体でも法人でも、色分  
けはないと考えます。

○議長（相川繁治君） 6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） 今まで観光協会がや  
っていた事業ですが、観光協会には相談も何も  
しなかったということですか、それだけお聞き

します。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この事業の予算化につきまして、観光協会の方からこの事業をやりたいと手を上げてきた事業でございます。当然村としては観光協会がやっていただけるものとそういうふうを考えておりました。

○議長（相川繁治君） 次に、5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただいたので、質問をさせていただきます。質問1の防災対策の避難路ということですが、防災対策の周知の関係を先に質問させていただきます。近年、集中豪雨により全国で二次災害が多発している。また、今年台風、ゲリラ豪雨等により本州各地で大変甚大な被害があって、尊い人命が失われたことは記憶に新しいところであります。そこで災害の周知、避難の方法等について若干質問させていただきます。災害は昼夜問わずいつでも起こるわけでありまして。そういう中で、住民の避難に対しての日ごろの行政の万全な対策はとられていなければならない、このように思います。住民の安全確保のために、住民の自主避難の判断の参考になるような非常時の多くの情報が錯そうする中で、やはり的確な情報を得て住民に周知する、このことが被害防止につながる第一に優先される問題ではないかと思っております。そういう中で、やはり災害はより早く周知し、より早く避難をする。そのことによって被害防止につながるということが原則でありますから、住民により早く知らせることによって、要支援者、高齢者がこれだけ多くなっている中で、移動手段の確保は重要でありますから、避難方法をどうするのか。また、夜間についてはどうしても避難の状況が遅くなれば大変難しい、そういう状況の中で村では総合的にはテレメーターの警戒値を超えたら、避難勧告

なり避難要請なりをしていくのだと思いますが、より早く住民に知らせる。そういう予防的な避難の方法もあってもいいのじゃないかと思えます。そこで避難の要請・勧告について、行政が出しても気象条件の変化によって、それ以上警戒水域を超えて大きな雨も降らなかったとか、そういう状況になった時に住民に対しては、避難させた、自主避難や避難要請して避難させた、そのことによって空振りであっても、それを住民が容認するような住民意識をやっぱり定着させることが行政にも望まれる当然必要なことではないかと思えますが、そのことについて村長の答弁をいただきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 転ばぬ先の杖と申しますけれども、情報提供は非常に大事な仕事だと思っております。現在、広報車による広報をしておりますけれども、なかなか現在の住宅事情、密閉された状況でございますと、なかなか情報が伝わりづらいところがございます。また、高齢者等に関しましては、役場にそういうリストがありまして、いち早く対応することになっております。それで情報の伝達でございますけれども、今何がいいのか検討しております。前にも他の議員からも質問がございましたけれども、一つは光を利用した方法。もう一つはラジオ放送があるようです。費用の面もありますし、ランニングコスト、何よりもお年寄りが扱いやすいような端末、そういったことを、そういう方法はあるのかどうかも含めて考えておまして、将来は広報車からそういった形の住民への情報伝達、そういうふうになってこようかと思えます。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 住民へ周知させて、より早く避難するということが前提であると思えます。そこで、できるだけ多くの住民により早

くお知らせして、より早く避難するといっても、避難路がきちんとされていなければ、これはなんにもならないわけでありませぬ。自然災害時の避難路は従来から各議員も議論した経過がありますが、災害時の住民が安全に避難することができますということで、本日の総務産業常任委員長の所管事務調査報告にもありましたが、東1線道路の整備、そして中学校側から上がってきて、循環型の道路にするのが最善ではないかと思ひますが、村長のお答えをいただきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。平成25年度で避難路計画がございましたけれども、避難場所である占冠中学校周辺、傾斜地において、土砂災害特別警戒区域に指定を受けました。当該地域が避難所としての安全性を確保することが最優先であるとの議会の判断もありましたことから、土砂災害特別警戒区域内における災害対策を講じることを最優先に進め、北海道の協力も得て現在工事中でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 今、村長の答弁にもありましたが、占冠中央小学校側の急傾斜地の土砂の崩落場所の前倒しで、来春には終了するという事をお聞きしております。そうすれば避難路に着手できるのではないかと思ひますが、今中学校側から上がってくる所に神社下にブルーシートで囲って、大雨の時はどうしても土砂崩れができて、片側1車線がつぶれてしまう、そういうことになれば対面交通というのが難しい訳ですね。それであれば、あそこから中学校に經由して運動公園側に降りると、所管事務調査の話しでもありましたが拡幅して2車線を確保する。どうしても直線でないからカーブの見通しが立たないのですね。中間に待避所なんか作るのであれば、やはり複線にして対面交通にすると。双珠別のダムが放流して、例えば

例にとって堤防が破られたとなった時に、中学校側の1車線だけじゃ、水害の水が流れていくのに向かつて車なんか進みません。であれば千歳側に巻き込んでくる時間的余裕があるものですから、運動公園側を複車線にして、こっち側からあがれると、そういうことも考えなければ、ほとんど今時期は車ですよ。避難といっても、おにぎりひとつ、タバコ一個持って避難する人もいません。ある程度荷物持って車で行く。そういう中で車社会でありますから、やはり運動公園側を2車線拡幅してやるということが一番良い方法ではないかと思ひますが、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今後の進めでございますけれども、現在行われている工事が終了しましたら、安全性が高まったということを確認して北海道に対して、特別警戒区域から警戒区域への指定要件の変更申請を行いまして、認可された後、改めて避難路や歩道の建設について議会にご相談申し上げたいと思ひています。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） ぜひ、そのような方向でやっていただきたいと思ひます。そうすることが避難の拡大防止につながるということだと思います。質問2に移らせていただきます。旧授産所施設についてであります。授産所施設は現在陶芸サークル、または観光協会で使用している訳ですが、陶芸の愛好家が小さな子どもたち、高齢者の方々、またトママ小中学校、占冠中央小学校、占冠中学校と含めて3校が小中学生の体験授業の一環として陶芸に励んでおります。その中で施設の老朽化が進んでおり、屋根の劣化、トイレも使えない状況にあると思ひます。トイレについては雨水が浸水して全く使えません。そういう中で、部分的に改修しても老朽化が激しいという中で改築をしてはどう

かということであります。観光協会で使っている分については目的外で、最初の設立時から木工と銘石というか石の授産所であったのですが、今はほとんど物置で使用しております。あれがどこかに、物置または別にものを入れるところがあれば、なにもあれだけの大きさのものをまた改築して建てなくても、あれの半分あっても十分間に合うと思いますので、その辺改修して屋根を全部ふき替える、トイレを水洗トイレにするという経費を含めたら半分の施設の大きさであればお金もそんなにかからないと思います。また今は大変立派なものがありまして、スキー場のロッジみたいなプレハブの中も内装もきちんとされていて、通年使えるようなきちんとした箱物もありますから、その辺の村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。民芸品加工授産所につきましては、ご指摘のとおり老朽化が進んでおりますけれども、この間補修や修繕を実施しながら建物の維持に努めて来ております。建設から相当の年数が経過しておりますので、全ての問題解決には建て替えが望ましい訳ですけれども、建設費用の問題もございしますので、使用可能な限り補修、修繕を実施して活用していきたいと考えていることから、現在改築の考えはございません。ただ老朽化が進んでいることは事実でございしますので、来年度予算、策定作業の中で優先度を勘案しながら所要の予算措置を講じてまいります。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） まだ改築ができないということで、屋根のふき替えやトイレの水洗化などではできないのではないかと思います。若い人たちが陶芸に親しみ、物の大切さ、そして自ら繊細な技術であります陶芸を作ることに夢を持ち、また高齢者は一つの生きがいとして陶芸に

励んでいる、そういう中で、ぜひそういうことをくみ取り伝えて、部分的改修であれば屋根のふき替えとトイレくらいはしていただきたいと思っています。終わります。

○議長（相川繁治君） ここで午後2時20分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時20分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） お許しが出来ましたので、一般質問をさせていただきます。既にご通告申し上げましたとおり、ニニウ自然活用村再生委託業務についてでございます。これにつきましては9月定例会において質問しましたが、その後村から全員協議会、総務産業常任委員会で資料の提出があり、この資料に基づき質問したいと思います。なお、その他に2ページの細かい質問書がありますが、今朝ほど議長から簡略に説明をなささいというお言葉もありましたので、要点を質問させていただきたいと思いません。12月2日の総務産業常任委員会の時に、村から提出された資料のうち、資料2がございします。これについて若干疑問があります。平成25年10月11日付けのニニウ自然活用村再生事業業務委託に係る改善指示についてと題する村長名で提出された公文書がございします。これについてNPO法人エコビレッジしむかっぷ理事長うんぬんと書いてあります。これにつきましては、申請がなく、法人格を持たないことが明らかでございまして、なぜこのような宛先となるのか、これについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えします。ニニウ自然活用村再生事業の委託事業者選定に関わるプロポーザルにおいて、

当該団体によりNPO法人の認可申請を行うという説明を受けており、平成25年5月24日に開催された設立総会において、名称の変更がなされた旨、当該団体より提出のあった報告書により承知しております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ちょっと分からなかったのですが、NPO法人エコビレッジしむかっぷという名前は、はっきり10月11日付けの改善指示があるのですよね。こういう会社は認可を受けてからはじめて使えることになっているのですけれども、これは村長が改善指示をこの法人の前で出したという理由を教えてくださいということですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 団体の名称につきましては、その団体から提出された資料に基づいて行っております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） これは非常に重要なことで、再度質問いたします。団体からNPO法人という名前があるので、それを使ったという解釈でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） そのとおりです。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 時系列に整理してみたのですけれども、5月23日に準備委員会。5月24日に法人設立の総会ですか、5月27日に変更というようになっているのですよね。わずか2、3日のうちにNPO法人という名前を使うのは違和感があると思うのですが、村長はその辺の考え方はどういうことになっているのか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村といたしましては、当該団体より提出された書類に基づいてその辺

は処理しております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 団体から、NPO法人エコビレッジしむかっぷという団体からそういう名前で申請されたからこの名前を使ったという村長の回答でございますが、それでこの再度附票に書いてあるのですけれども、NPO法人特定非営利促進法ですか、これは通称NPO法と言うのです。このNPO法と言わせていただきます。NPO法の第4条と第50条には、これは村長は分かっているかと思うのですけれども、その辺の認識度合いをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） NPO法の4条については承知しております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） NPO法の4条、50条の規定は村長は承知しているということなのですけれども、このNPO法4条、50条は、NPO法の法人の無断使用禁止の規定があるわけなのです。何人も許可のないものはNPO法人という名前を使ってはいけないということになっているんですね。それが10月11日の文書に使ってはいけないことを村長は知っていて、なぜこういう名前を使って出したのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私どもで勝手に名称を変えることはできませんので、先ほど言いましたように団体から出された名称で処理してございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 結局このNPO法人というは、これは法人ではないですよ。法人格の持たない団体であるというふうにこれは解釈できると思うのです。これを使うということは、はっきり言って違法ですよ。だから、村長は

出てきたから仕方がないからこのまま使ったっていうことは違法な利用にならないか、その辺村長の見解もお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 違法か否かということは、村というより監督官庁の見解だと思っています。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ちょっと見解の相違かも知れないんですけども、村長はNPO法4条、50条を知っていると言うのです。ここでは禁止されているのですよ、こういうのは何人も使ってはいけないということ。知っているのになぜこういうことを村が出てきたからって、その書類を使うのか。なぜそれでは、こういう名前、名称を使ってはいけないよと、相手方に指導しなかったのか。その辺をお伺いしたいのです。まるっきり言葉は悪いですけども、分かっている、相手から出てきて、それは使ってはダメだということを分かっているというのは非常に問題だと思うのですけれども、その辺の村長の考え方をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この事業委託当初、団体の方からプロポーザルの際、NPO法人取得に向けて進めるんだという提案を受けておりまして、その後名称の変更が出てきております。私どもは、当然そういう事務が進められているものと、そう考えておりまして、名称についてはそのまま使用してございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） これはいつまでやりとりしてもけりつかないと思います。ただ一つだけ、こういう名称を使ってはいけないということがあっても関わらず、出て来たものをそのまま使ったという考え方ですね。そこで、村長は指導しなければならないと思うのですよ。出

てきた相手がいいとか悪いとかという問題ではないと思うのですよ。少なくとも、こういう名称を使ってはいけないということを、なぜ指導しなかったのか。しかも出てきたからといって、安易に村が堂々と使うということは、これはちょっと相当、行政を進める上において問題かと思うんですけども、もう一度ご説明願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私どもが申請すると言っていて、まだ道に受理されていないという事実を知ったのが9月26日でございます。それまでは、変更後の名称、NPO法人エコビレッジしむかつぶ、認証手続中、理事長うんぬん。その名称で全部書類の整理をしております。違法であるかどうかはこの時点まで確認することはできていません。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 使ってはダメだということを村長は覚えていて、そういう団体から申しが出たと。だからそれは村長として行政の立場の指導として、これは使えない名前ですよ。変更届けが出て来ても、それは違いますよ。それは適正な名前に変えるのが行政の取り組みではないかと思うのですけれども、率直に言ってこれは実態のない団体になるのですよね。私たちが見るには。違法か違法ではないかは裁判所が決めるから分からないというのは、そのとおりかも知れないですけども、一応NPO法4条と50条にはそういう規定があります。具体的に言うと、これは違法と言わざるを得ないのではないかと思うのですよね。私は、村長は覚えていて行政が指導しないということは非常に抵抗を感じています。もう一度その辺ご説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 5月27日に名称の変更届けが出てきておりまして、この名前で申請され

ているものと私たちはそう思って事務を進めておりました。ですから9月26日まではそういう違法かどうかという判断はしておりません。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 5月27日から私が9月26日の一般質問で指摘したその時初めて分かったのですよね。こういう重大なことを、途中で誓約書まで入っていて、しかもそれも分からないから使ってもいいということには本当になるんですか。村の行政行為として、本当にそういうことでよろしいのですか。私が指摘しなければ、まだまだこれは分からなかったと思うんですよね。そういう空白状態のところへなぜ誓約書も入っていて、途中で点検チェックをしなかったのか、おかしいと思いませんか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 申請から認可までには、公告・縦覧期間もありますので、相当数の日にちがかかるものと、そのように理解してございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 3ヵ月くらいかかるというふうに聞いておりますし、だいたいこのNPO法人については1回でもって、通った試しが今までないようなのですね。それで3ヵ月もいざごさなしに、やっているから通るものだというふうに、それは村長そういうふうにしたかもしれませんが、大抵途中で書類のやりとりがあると思います。そのブランクの間、どうして村はチェックしなかったのですか。おかしいと思いませんか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 口頭ではございますけれども、担当から当該団体には早く認証を取るようにというか、進んでいるのか、そういう確認はしたと聞いております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） そういう確認をしたにも関わらず、余計そういうことを言われると、不合理さが生じるのですよ。そういう確認をして、担当者から確認をしているにも関わらず、9月26日まで書類は一切出ていなかったと、すこぶる不合理だし不明確ですよ。なぜ途中でもっときちんとチェックしなかったのか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 議会全員協議会等で説明しておりますけれども、私どもは受理されていなかったということはありませんけれども、その団体が申請書を提出したと、提出していないと、どちらかなんでしょうけれども、そのどちらかの結論にも至っておりません、聞き取りの段階では。ただ、道の方で受理されていない、そういった事実だけがございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それは9月26日に私が指摘した以降の話しであって、9月26日までの間、早く認可を取りなさいとかいろいろなことを今村長が申したように、担当者を通じて申し上げているのですよ。それにも関わらず一切書類が届いていなかったと。書類の届いた届かないは後でお伺いしますけれども、届いてないというのはNPO法人という団体の名前は絶対使えないはずなのです。そこでもうちょっと、なぜ村長はどうなっているのかということ、きちんと調べなかったのか。そこを怠っているから私が指摘するまでなにも分からなかったと。分かってみたら書類が届いていなかったと。果たして届いたのか、届かないのか。論議の中で上川総合振興局が紛失したのじゃないかというような話しも飛び出してしまうほど。せっかく作っている団体ですから、村がきちっと確認さえすれば、今頃認可になったと思うのですよ。これだけブランクを開けたという、村長、その考え方についてどのようにお考えになっています



か。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ですから先ほども申し上げましたように、私どもは5月27日に名称の変更届が出されて、それを使用してきたということでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 同じ答弁ばかり繰り返されるのでちょっと質問を変えます。村長、正直言って出されてきたものをそのまま使用したという単純な意見なのですが、これは相当問題のある発言だと思うのですよね。それは別として同じことを言って、同じ答弁しか帰ってこない。それで、率直に言って私は法人格がない団体だと思うのですよ。これについては、附属書類の4）に書いてあるのですけれども、これは出納関係が絡んでくるのですよね。委託契約に基づく支出行為、これは、なされていると思うんです。会計管理者もいらっしゃるので。ここで支出行為がなされている債権者はどのような形で支出されているか。今の村長の答弁からすると、おそらくNPO法人エコビレッジしむかっぷということだと思うのですよね。まず、債権者はどのような格好で出されているのか、これについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 債権者はNPO法人エコビレッジしむかっぷです。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 私はこれは、支出されている実体のない団体に支出されているというふうに判断せざるを得ないと思うのです。村長はその実体のない団体、あくまでもNPO法人エコビレッジしむかっぷということが存在しているというふうに考えていますが、私は実体のない団体に支出されている。本当に実体のない団体に支出をしていいのか悪いのか。その辺

をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 業務委託したのは団体でありまして、NPOではありません。それから、委託業務につきましては円滑に行われていることから、実体のない団体とは押さえておりません。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 先ほど聞きましたけれども、債権者は誰かと聞いた時にNPO法人エコビレッジしむかっぷと村長が申しましたよね。この団体に支出されているのではないですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この団体に支出されています。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） NPO法人エコビレッジしむかっぷという団体に支出されているということなのですね。私はNPO法人エコビレッジしむかっぷという団体は存在しないと思うのです。存在していない(3)に書いてある実体のない法人と村による契約は錯誤による行政行為なのです。錯誤による行政行為とはどういうことか、ここに書いてあるように無効、取消し処分され契約解除、補助金返還されるべきと考えられるが、これについて村長のお考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほども申しましたように、委託業務はきちんと遂行されておりますし、実体のない団体とは認識しておりません。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それではもう一度確認だけさせてもらいます。まず債権者はNPO法人エコビレッジしむかっぷと、このNPO法人を使った団体ということによろしいと。それ

からもう一つは、このNPO法人エコビレッジしむかっぷという名前の元に支出されていると。これはよろしいですね。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ちょっと議長にお願いします。質問の通告の中で代表監査委員に私質問しているんですけども、ここで代表監査委員の方に質問してもよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 了解しました。

○2番（長谷川耿聰君） それでは代表監査委員の鷺尾さんにご質問申し上げます。ただ今、聞いたとおり債権者も支出された団体もNPO法人エコビレッジしむかっぷという名前で使われて支出されています。これは現在確認のとおりでございます。私はあくまでも、実体のない法人と業務契約をしていると考えられます。当然この行為は先ほども申し上げましたように、契約、支出行為がなされたと思いますが、この行為は錯誤による行政行為と思われませんが、監査委員さんのご意見を拝聴します。

○議長（相川繁治君） 監査委員、鷺尾心英君。

○監査委員（鷺尾心英君） お答えいたします。私たち監査委員は常日頃、支出負担行為の債権者名、契約に関する当事者等々について常日頃注意しながら見て、心掛けているところでございます。11月の例月出納検査の際に、今回の件につきまして、債権者登録名、契約者名があって、明らかにおかしいところを指摘し、関係書類等を提示していただき、そして11月27日定期監査の時点に担当課からの説明、あるいは今後の対応について聴取をしているところでございます。なお、今議員が申しますように、錯誤による行政行為に当たるかという点については、監査委員としての意見は差し控えさせていただきます。

きたいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは、次に質問をいたします。まずは、資料の2番目に、村から出された資料4です。プロポーザル選定委員会記録、確認一覧から。今回の問題は法人の認可申請が上川総合振興局に届いていなかったことが根本な原因。これは届いていれば別に問題がなかったのですけれども、どういう訳か届いていない。村側では振興局が紛失したという主張は明らかに否定され、あとは郵送時の紛失か、当事者の虚偽・嘘という二つしか考えられません。ここで、プロポーザル選定委員会が開かれまして、再度聞き取りを行った結果、確実に送付したことを裏付けるには至らなかったから、委員会はエコビレッジがNPO法人の認証手続を怠ったと判断するのは困難であると断定した。私はこの調査で若干不自然を感じるのので、次に何点か質問させていただきます。まず一点目、申請書、添付書類がかなりのボリュームになっているのだが、なぜ郵便局の窓口で発送しなかったのか。これについてどのような調査をされたかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 聞き取りでは郵便ポストに投函したということでございまして、それ以上のことはございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは次に時間の関係もございまして、次の質問を。重要な書類が紛失したのに、なぜ郵便局で追跡調査をするように指示をしなかったのか。これは、追跡調査は出した本人がするものであって、こういう重要な書類が紛失されたということで、損害賠償もの問題になると思うんです。こういう指示をなぜ委員会はやって確認しなかったのか。後でしたのか、聞いていないので知りませんが、

追跡調査をしたというふうには聞いていません。それについて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ポストに投函したのは村は当事者ではございませんので、ここでは回答は差し控えさせていただきます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 私はしたか、していないかを聞いているのです。どうして追跡調査をするように指示をしなかったのか。指示して初めてどうなったのか。認証手続を怠ったというのを判断するのが困難であると断定したのですよ。追跡してごらん、どうなっていますか、という指示くらいできるのではないですか。これは本人からしてみれば損害賠償問題も考えられますよ。どこでどういう訳でそういう指示ができなかったのか。村がしろと言っている訳ではないです。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） そういうことは村が言うべきことではないと思っています。当事者本人が被害を被ったのであれば、本人が行う行いだと思っています。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 選定委員会はかなり当人と細かく打合せしている記録があるのですよね。その中で一番大切なのは、本当に出して本当に着いたのか、着かないのか、これなのです。出していなければこれは嘘になるし、出していたら郵便局が悪いのですよ。最近の郵政状況は私も分かりませんが、途中で郵便物がなくなるなんていうことは、ほとんど考えられないような状態なので、選考委員会としては追跡調査をしたらいかがですかと。ここで打合せしているのですよ。いろいろ記録がありますけれども、指示することはやぶさかではないと思いますけれども。いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほども申しあげましたように村は郵便物が出されたかどうか、その確認をしております、その後についてはやはりその団体の責任でやるべきものと、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ちょっとわからないのですけれども、次に進ませさせてもらいます。実は、選考委員会で当人と話したところ、380円の切手をはって、これは定形外郵便物ですね。富良野市の元協会病院があった5条通のポストに投函したと。ここまで調査されているのですよ。だから、これは大事な書類なので追跡調査したらどうなのかと、そういう指示くらいしたって別に悪くないと思うのですけれども、そう思いませんか、村長。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 同じ答弁になりますけれども、私たちは書類が投函されたかどうか、そのことの実確認を行った訳ですけれども、その後の不利益を被るのは団体の責任で行うべき事項と、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは、プロポーザル選定委員会は確認しないと今言っているのですけれども、ここにありますように、添付対話記録、ポスト及び郵便切手380円の確認。ポストの位置は先ほども申しあげたように、元富良野協会病院。380円の切手を貼付してポストに投函した。これは380円の定形外郵便物はないはずなのです。390円ならあるというふうに私は伺っているのですけれども、この辺を聞いてもポストに投函したかしないか。不自然さが考えられると思うのですね。村長、これについてどのようにお考えですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村が当該者に聞き取りを行ったところ、380円の切手を貼付してポストに投函したということですので、村ではそのように受け止めております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ここまで細かく調査しておいて、それで追跡調査をどうしてしないのかという指示くらいできると思うのですが、どうもその辺が私は不自然でならないです。同じこと言っても同じ答弁しか返ってこないのので次に移ります。次に、4)に申請書に添付する書類として、役員数と社員数、これは何人か。これを裏付ける書類の確認をされているか。これについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この件に関しましても団体に関わることでありますので、ここでお答えすることはできません。ただ、当該団体につきましては、北海道により認証申請に関する告示が行われておりまして、申請に関わる書類は縦覧できますので、縦覧場所で書類をご確認いただければと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） おそらくそういう答弁が返ってくるであろうと思います。ただ私が聞きたかったのは、確認一覧表に住民票、謄本、前回は領収書3人分、今回は1人分、4人は確認されているのですよ。ここまで確認したってそれで団体に係ることだから、やれないから今縦覧されているからそれを見てほしいと。そういう理由になるかな。なんとなく選定委員会のやっていることも不明確な問題があるというふうに思います。村長が答えなければそれでよろしいです。次に、これも同じ書類からですけれども、5)の10月11日に受託業務改善指示がなされています。これは10月には事業はほぼ終了する段階で、なんのために改善指示をしたのか

お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 9月26日にエコビレッジしむかつぶのNPO法人認証申請書が北海道に受理されていないという事実を知りましたので、委託契約の第12条第3項の規定に基づきまして改善の指示をしてございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 次に、6)ですが、10月16日に変更届を出しています。これは事業終了間近でなにを変更したのか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） NPO法人エコビレッジしむかつぶを、エコビレッジしむかつぶ（NPO法人認証手続中）という名称に変更しております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ちょっと今聞き漏らしたので、もう一度お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） NPO法人エコビレッジしむかつぶを、エコビレッジしむかつぶ（NPO法人認証手続中）そのように名称の変更がありました。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 7番目に、10月31日に改善策指示の基づく改善策提出でございしますが、事業終了後何を改善するのか、その内容についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 改善指示につきましては4項目ございます。1つは、今回の再発防止策、その件に関してでございます。2つ目は、組織の信用保持、信用回復について。3つ目は、管理・監督体制の強化、事務処理の厳格化。4つ目は、機能的かつ適正な人員配置について。以上、4点についてでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 8番目ですけれども、11月11日に道庁へ持参提出されています。これは上川総合振興局から道庁へ申請書が回され精査された経緯についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 上川総合振興局から道庁へ申請書が回された経緯については、村では承知しておりませんが、最終的な書類審査及び認証手続は本庁で執り行っていると考えられますので、通常の事務手続ではないかと考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 大分いろいろと細かくお伺いいたしました。3番目として、業務委託の適正化ということで、ここに書いてありますように、この度の事件は送付した認可申請書紛失が原因で、過去に経験のあるベテラン役員がいるにも関わらず、的確性を欠く事務処理、申請書紛失ですね、提出された誓約書、NPO法人エコビレッジしむかつぶ設立準備会の不履行、用いてはならないNPO法人の名称を用いるなど、誠に信頼に欠く団体であると私は感じます。加えて、9月の定例会で申した件もありますので、このような適正を欠く団体に村の徴収金を扱う業務を委託するのはいかがなものか、村長の答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 委託業務として、円滑に遂行されていることから、地方自治法施行令並びに占冠村財務規則に基づきまして、使用料の徴収について当該団体に委託しております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） この業務の委託が適正化というやつは、ある程度常識的な問題もありますので、今後このような問題が起こらないような適正化をやられたらよろしいと思うんで

すけれども、再度村長の考え方をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村といたしましては、どのような事業に関しても、条例、規則に基づいて業務を行っております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 一つだけ、ここで注文を付けておきたいのですけれども、ここに書いてありますように、この原因はまるっきり初歩的ミスだと思うのですよね。届いているはずの書類が届いていれば問題がなかったのですよ。だから、それもこちらから指摘されてはじめて分かったと。その、一体村としては何をチェックして、どういう行政を行ってきたのかというのが一番の問題だと思うのですよ。何回も申し上げているように、これは書類が上川総合振興局に届いていれば、全然こういう問題が起こらないのですよ。それも数ヶ月、5月からですか、6月の11日に発送しているというのですから。9月26日も。そういうことが原因であると。だから、条例、規則にのっとってやれば、そういう行政行為を行ったら、こういうことは絶対に起こらないと思うのですけれども、村長再度説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 事務処理は人間が行うことですので、100%確実な事務処理というのはできないものと思っております。ただ、失敗した段階で、それを反省して次回に失敗のないように臨む。間違ったら間違ったところで訂正して、業務に臨むのが最善かと思っております。今回も議員ご指摘のように書類が届いていればこのように時間を費やすことはなかったことですから、村といたしましても先ほど申しましたように、団体の方に業務の改善命令、4項目にわたって指示してございまして、回答が来ております。今後、こういったことが、やられて

いるのか、やられていないのか、そういったことも事務の進めとして重要かと思っています。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） いろいろ申し上げましたが、やはり村のチェック機能というのですか、それは人間だから絶対失敗しないということはありませんということなのですが、こういう重要な問題を人間だから失敗しないのはありえないということで、通すわけにはいかないと思うのですよ。常識的に考えてみたら。今後こんなことのないように、ひとつ鋭意努力されたいと、こういうことを申し上げておきます。

次に、ニニウ自然活用村の再生事業、これはダメダメだと言っているけど、どうしようもないのです。村長の今後の対応はどのように考えているか。ゴタゴタのない透き通った業務の遂行をどのように考えていますか。これについて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ニニウのキャンプ場を中心とする活用村でございますけれども、長年閉鎖を余儀なくされておりました。今年、キャンプ場の整備と、いろいろなことをキャンプ場で行っておりまして、来年度以降もより一層愛されるキャンプ場を目指して、適正な業務の遂行に向けて準備をこれからも進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） これで終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） ここで午後3時30分まで休憩します。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第4 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第4、認定第1号、平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件について決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長、山本敬介君。

○決算特別委員長（山本敬介君） 平成25年11月28日。占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村議会決算特別委員会委員長、山本敬介。決算特別委員会審査報告について。

平成25年9月27日開催の第5回、占冠村議定例会において付託された認定第1号、平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、去る11月5日と11月8日に本委員会を開催し、審査の結果認定すべきものと決定しました。会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（相川繁治君） これから平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第1号、定住自立圏形成協定の締結についての件、及び、日程第6、議案第2号、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例を制定することについての件、2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議案第1号については、企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 議案第1号、定住自立圏形成協定の締結についてご提案申し上げます。富良野市と占冠村との間において、次のとおり定住自立圏形成協定を締結することについて、占冠村議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。定住自立圏形成に関する協定書の内容につきましては以下に記載のとおりでございます。協定書は本文と別表第1から別表第3で構成されております。まず第1条では目的について規定をされておりまして、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的としております。第2条では基本方針について。第3条では連携する取組及び役割分担についてを規定しております。第4条では事務執行にあたっての連携及び負担について。第5条では協定の変更についてということで、この協定を変更しようとするときは甲乙協議の上、あらかじめ議会の議決を経るものと規定しております。次のページをお開きください。第6条では協定の廃止について規定しておりまして、甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するという規定になっております。第7条では、疑義の解決についてが規定されております。別表第1から別表第3では、連携して取組む政策分野ごとに取組の内容、甲の役割、乙の役割について定めております。以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号については産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 議案書の9ペ

ージをお願いいたします。議案第2号、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例を制定することについて。占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例を次のとおり制定する。平成25年12月16日提出。占冠村長、中村博。条例の内容ですが、第1条では目的を記載しておりまして、この条例は、定住化の促進に伴う人口増加が村の活性化を図るために重要な施策であることに鑑み、新たに村内に村が必要とする賃貸共同住宅等を建設する者に対して予算の範囲内で助成措置を講ずることにより、民間資金を活用した賃貸共同住宅等の建設を促進し、もって転出による人口減少を抑制するとともに、村外からの転入者の増加に資することを目的としてございます。第2条では定義を記載してございます。第3条では助成対象者について記載しておりまして、一定の要件を満たす賃貸共同住宅等を建設する法人又は個人としております。ただし、(1)～(3)に該当しないこととしてございます。第4条では助成金の額について。10ページをお願いします。第5条では助成金の認定申請について。第6条では助成金の交付認定について。第7条では助成金の交付申請について。第8条では助成金の交付決定について。第9条では決定内容の変更について。第10条では決定内容の変更承認について。第11条では実績報告についてそれぞれ記載してございます。11ページをお願いします。第12条では助成額の確定及び通知について。第13条では助成金の請求について。第14条では助成金の交付について。第15条では権利譲渡等の禁止について。第16条では交付決定の取消し等について。第17条では助成金の返還について。第18条では委任についてそれぞれ記載してございます。附則としてこの条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

---

## ◎日程第7 議案第3号から日程第13 議案第9号まで

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第3号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件から、日程第13、議案第9号、平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号までの件、7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議案第3号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の13ページをお願いいたします。議案第3号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。この度、提案いたします占冠村一般会計補正予算、第6号は、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,520万円にしようとするものと、地方債の変更4件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書19ページです。歳入、1款、村税、2項、1目、固定資産税において、現年分償却資産で150万円の増額でございます。

15款、道支出金、3項、委託金において、3節、統計調査費委託金で記載の調査費で額の確定により、2万5千円の減額。4節、北海道権限移譲事務交付金で8万5千円の増額でございます。

20ページ、17款、寄附金、3項、農業費寄附金において、村内農業者より離村に際し、農業振興のためということで、寄付があったことによりまして、10万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において、環境保全と観光振興基金繰入金で団体補助事業財源として10万円の増額。村営住宅基金繰入金で、住宅修繕料充当分財源として430万円の増額でございます。

19款、1項、繰越金は前年度繰越金、前年度繰越金579万9千円の増額でございます。

21ページ、20款、5項、雑入において赤岩環境整備協力募金4万1千円の増額でございます。

21款、1項、村債においては1目、総務債で消防デジタル無線整備で過疎債を予定しておりましたが、広域連合において緊急防災減災事業債により整備することに変更になったことから、340万円の減額でございます。2目、農林業債で林道事業費の確定により辺地事業債270万円の減額。3目、土木費、村道戸沢線舗装改良工事費の確定により110万円の減額。4目、教育債で国設占冠中央スキー場ロープト一整備事業費の確定により、120万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。22ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、社会保険料等で15万9千円の増額。臨時雇上賃金1万8千円の増額。消耗品費4万円の増額。負担金、補助及び交付金で1万2千円の増額と財源振替でございます。2目、文書広報費で通信運搬費20万円の増額。4目、財産管理費で普通旅費1万円の増額。使用料及び賃借料で2万2千円の増額でございます。23ページ、5目、総合センター管理費で燃料費23万2千円の増額。委託料で総合センター耐震診断業務委託料、執行残によりまして26万2千円の減額。備品購入費で村長室応接セット購入費80万円の増額でございます。6目、コミュニティセンター管理費で燃料費11万4千円の増額でございます。7目、企画費で富良野広域連合負担金340万円の減額。積立金で赤岩環境整備協力募金を環境保全と観光振興基金へ積み立てることとし、4万1千円の増額でございます。11目、諸費において、賃金で臨時雇上賃金ほかで19万4千円の増額でございます。

24ページ、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費において、備品購入費で記載台帳購入費で15万6千円の増額でございます。2款、5項、統計調査費において、各統計調査費で実績額の



確定に伴う増減で、報酬で1万1千円の減額。賃金3千円の減額。需用費で4千円の増額。役務費で1万1千円の減額。使用料及び賃借料で4千円の減額でございます。

25ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費において、賃金で福祉施設推進室長の雇用条件の変更によりまして、職員費から常勤嘱託職員賃金に振り替えることで、204万9千円の増額。燃料費で10万円の増額。工事請負費でデイサービスセンターテラス床改修工事費の執行残で18万1千円の減額。介護保険会計操出金30万円の増額でございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費において、2目、予防費で感染症予防事業費等国庫負担金償還金15万3千円の増額。3目、環境衛生費は財源振替でございます。

26ページ、6款、農林業費、1項、農業費において、新たに営農指導員を任用することによる経費として、社会保険料13万4千円の増額。常勤嘱託職員賃金72万4千円の増額。普通旅費2万6千円の増額。赴任旅費の特別旅費13万6千円の増額。住宅使用料として使用料及び賃借料13万8千円の増額でございます。積立金は寄附金を財源として農業振興基金積立金10万円の増額でございます。6款、2項、林業費において、賃金で林業振興室長の雇用条件の変更によりまして、職員費から常勤嘱託職員賃金に振り替えることで111万6千円の増額。普通旅費29万円の増額。使用料及び賃借料で、住宅使用料82万1千円の増額。工事請負費で林業専用道タンネナイ線開設工事費は執行残により222万6千円の減額。道営森林管理道アリサラップ支線開設事業費の確定により負担金270万円の減額でございます。

27ページ、7款、1項、商工費において、1目、商工振興費は財源振替。2目、観光費で修繕料、60万5千円の増額。湯の沢温泉源泉室ガ

ス警報器取付工事200万円の増額。サケ・マスなど魚を育む事業補助金10万円の増額でございます。

8款、土木費、1項、道路橋梁費において、印刷製本費3万8千円の増額。村道戸沢線舗装改良工事費、執行残で106万5千円の減額。原材料費で焼砂購入代として63万円の増額でございます。28ページ8款、2項、河川費において光熱水費4万7千円の増額でございます。8款、3項、住宅費において燃料費80万円の増額。光熱水費25万円の増額。住宅等修繕料、430万円の増額でございます。

10款、教育費、2項、小学校費において、燃料費95万円の増額でございます。10款、3項、中学校費、1目、学校管理費で燃料費70万円の増額。2目、教育振興費でスクールバス委託料20万円の増額でございます。29ページ、10款、4項、社会教育費、3目、コミュニティプラザ管理費で屋根の雪下ろし業務委託料16万5千円の増額でございます。10款、5項、保健体育総務費において占冠中央スキー場ロープト一整備事業費、執行残によりまして、工事請負費79万2千円の減額でございます。

12款、1項、公債費、1目、元金で長期債年賦元金30万円の減額。2目、利子で長期債年賦利子で30万円の減額でございます。

30ページ、14款、1項、職員費において、給料で一般職分374万8千円の減額。職員手当等で一般職分15万8千円の減額。共済費で一般職共済組合分21万3千円の減額でございます。

戻りまして、14ページから15ページ、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。次、16ページ、地方債の補正につきましては、第2表地方債補正のとおり4件を変更しようとするものでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第4号及び議案第

7号から議案第9号までについては、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書31ページをお願いいたします。議案第4号、平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の提案理由の説明をいたします。今回の補正につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出の総額を1億3,470万円とするものでございます。以下、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

34ページをお願いいたします。歳入です。9款、1項、繰越金、前年度繰越金150万円の増額。

歳出では、2款、保険給付費、1項、療養諸費で4目、退職被保険者等療養費で4万円の増額です。

10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、償還金では、国・道負担金清算に伴いまして146万円の増額でございます。

以下、32ページの第1表歳入歳出予算補正の内容につきましては記載のとおりであります。

続きまして、45ページをお願いいたします。議案第7号、平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の提案理由の説明をいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,160万円とするものでございます。以下、事項別明細書にて説明をいたします。

48ページをお願いいたします。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金としまして、1目、介護給付費繰入金30万円の増額です。

8款、1項、繰越金では前年度繰越金として20万円の増額です。

歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、需用費では燃料費2万円の増額です。備品購入費ではハードウェアの更新で16万円の増加です。1款、3項、介護認定審査会費、2目、認定調査等費におきましては、

燃料費の2万円の増額です。

2款、1項、介護サービス等諸費、5目の住宅改修費30万円の増額です。

以下、46ページの歳入歳出予算補正につきましては、第1表のとおりでございます。

続きまして49ページ、議案第8号でございます。平成25年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回の補正につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、歳入歳出の総額を1,690万円とするものでございます。以下、事項別明細書にて説明をいたします。

52ページをお願いいたします。歳入からです。5款、諸収入、2項、雑入におきましては30万円の増加です。

歳出では1款、総務費、1項、総務管理費において、1目、一般管理費で備品購入費30万円の増加でございます。

以下、50ページのとおり歳入歳出予算補正の内容につきましては第1表のとおりであります。

続きまして53ページ、議案第9号でございます。平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。この度の補正につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出の総額を2,420万円とするものでございます。以下、事項別明細書にて説明をいたします。

56ページ、歳入です。4款、1項、繰越金、前年度繰越金として20万円の増額でございます。

歳出、1款、総務管理費、1項、施設管理費において、1目、一般管理費においては歯科医師等賃金の増額で20万円でございます。

以下、54ページのとおり歳入歳出予算補正の内容につきましては第1表のとおりでございます。以上ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第5号及び議案第

6号については、産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 議案書の35ページをお願いいたします。議案第5号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の提案理由を説明いたします。事項別明細書から説明をさせていただきます。

議案書の38ページをお願いいたします。歳入ですが、1款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、審査手数料で1節、現年度分で審査手数料が3万円の増額でございます。

3款、1項、1目、繰越金では前年度繰越金が208万4千円の増加です。

4款、諸収入、1項、1目、雑入で消費税及び地方消費税還付金が10万6千円の増加。建物災害共済金で153万円の増加でございます。

歳出ですが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、職員手当等で19万円の増加でございます。27節、公課費では消費税、地方消費税納付金が31万円の減です。

2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費の11節、需用費の光熱水費で占冠、トマム両浄水場で電気料金の値上げで50万円の増加でございます。同じく、修繕料では252万円の増加でございます。内容は、トマム、占冠の両浄水場の浄水ダクト計修繕で23万円、双珠別浄水場で注入ポンプ修繕が76万円。トマム浄水場の導水ポンプ流量計修繕で153万円の増加でございます。13節、委託料では消費税アップに伴う料金改定に対応するため、水道料金調定システムソフト修正業務として85万円の増加となっております。

36ページにお戻りください。以上説明した内容で、第1表の歳入歳出とも、375万円を増加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,715万円とするものでございます。

次に議案書の41ページをお願いいたします。議案第6号、平成25年度占冠村公共下水道事業

特別会計補正予算、第3号の提案理由を説明いたします。これにつきましても事項別明細書から説明をさせていただきます。

44ページをお願いいたします。歳入です。4款、1項、繰越金、1目、下水道事業、1節、繰越金で、前年度繰越金として75万円の増加でございます。同じく2目、浄化槽事業、1節、繰越金では前年度繰越金で5万円の増加でございます。

歳出ですが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、下水道費の3節、職員手当等で担当職員の扶養増により諸手当が18万円の増加でございます。

2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費の11節、需用費の消耗品費は流量グラフ用紙購入のために4万5千円の増加です。同じく、光熱水費では中央、トマム、両浄化センターの電気代が料金の値上げにより、52万5千円の増加でございます。2目、浄化槽費では11節、消耗品費は浄化槽フロアのモーターの部品購入として5万円の増加でございます。

42ページにお戻りください。以上、説明した内容で第1表の歳入歳出とも80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,960万円にするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで、提案理由の説明を終わります。

---

### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後4時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 1月17日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 佐野 一紀

占冠村議会議員 工藤 國忠

平成25年第7回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月17日（火曜日）

○議事日程

		議長開議宣告（午前10時）
日程第 1	議案第 1号	定住自立圏形成協定の締結について
日程第 2	議案第 2号	占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例を制定することについて
日程第 3	議案第 3号	平成25年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 4	議案第 4号	平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第 5号	平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第 6号	平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第 7号	平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第 8号	平成25年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第 9号	平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	意見書案第14号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
日程第11	意見書案第15号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
日程第12	意見書案第16号	2014年度地方財政の確立を求める意見書
日程第13		閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	小峰 義雄 君
	2番	長谷川 耿聰 君		3番	山本 敬介 君
	4番	五十嵐 正雄 君		5番	佐野 一紀 君
	6番	工藤 國忠 君		7番	木村 一俊 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	中村 博 君	副村長	堤 敏満 君
会計管理者	小林 潤 君	総務課長	田中正治 君
企画商工課長	伊藤 俊幸 君	保健福祉課長	小尾 雅彦 君
福祉施設推進室長	中田 芳治 君	産業建設課長	尾関 昌敏 君
林業振興室長	田畑 泰行 君	トマム支所長	岩谷 健悟 君
総務担当主幹	平川 満彦 君	職員厚生担当主幹	木村 恭美 君
財務担当主任	野原 大樹 君	税務担当主幹	合田 幸 君

企画担当主査	中里安紘君	商工観光担当主幹	松永英敬君
広報担当主幹	松永真里君	国保医療担当主任	橘佳則君
社会福祉担当主幹	高桑浩君	保健予防担当主幹	細川明美君
介護担当係長	蠣崎純一君	農業担当主幹	阿部貴裕君
土木下水道担当主幹	岡崎至可君	建築担当係長	嵯峨典子君
水道担当主幹	小林昌弘君	環境衛生担当主幹	平岡卓君
林業振興室主幹	鈴木智宏君		

(教育委員会)

教育委員長	藤本重克君	教育長	藤本武君
教育次長	中田利明君	学校教育担当主査	小瀬敏広君

(農業委員会)

会長	水野利行君	事務局長	尾関昌敏君
----	-------	------	-------

(選挙管理委員会)

書記長	田中正治君
-----	-------

(監査委員会)

監査委員	鷺尾心英君	監査委員	木村一俊君
事務局長	窪田敏雄君		

○出席事務局職員

事務局長	窪田敏雄君	主任	八木香織君
------	-------	----	-------

開会 午前10時

---

**◎開議宣告**

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程**

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

質疑者、答弁者をお願いいたします。質疑は要点を明確にし、答弁はすみやかに答弁漏れのないように発言をしてください。

---

**◎日程第1 議案第1号**

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、定住自立圏形成協定の締結についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） この定住自立圏形成協定の締結について、この間、全員協議会等々で説明を受けているわけですが、その中で何人かの議員からも出されていまして、今、国が道州制を含むそういった制度を作ろうということで動いている訳です。今回の定住自立圏形成協定の締結が結果的に国の道州制に道をつなぐと、こういうことになっては大変なことだろうというふうには思っています。今、政府は大変強権的なやりかたでいろいろな物を進めていると、こういう状況の中で、大変危惧しています。協議会の中でもこれはつながらないということを言われておりますけれども、改めてこの本会議場の中でその辺について伺います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊

幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 五十嵐議員のご質問にお答えさせていただきます。この定住自立圏構想につきましては、先にも全員協議会等で説明しているとおおり、広域行政のあり方の一つの手法であります。合併議論につきましては、すでに終わっているものと認識しておりまして、このことについては5市町村とも同じ認識しておりますので、合併につながるような方向にはならないというふうに認識をしております。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 合併の問題を質問しているのではなくて、国がやろうとしている道州制につながっている危機をおぼえているのです。今まで各自治体で、この間富良野沿線で広域連合等含めて協力できるものはしてきた訳です。今回こういった形でできるということは、これに参加することで各自治体に1千万円の補助金が出ると、こういうまい話でありまして、政府が金を出すということは何かあるというふうに、この間いろいろなことで我々は感じてきている訳です。ですから、道州制につながっていかないということで、全員協議会でも言われていますので、本会議場で村民が心配にしていることに対して、つながらないということなのかどうかということで質問しています。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） この制度につきましては、この間の広域行政のあり方での考えでありまして、この制度が必ずしも道州制につながるものではないというふうに認識しておりますし、もしつながるような方向にあるようであれば、この協定書の中にもありますように、協定書の廃止等も考えていきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） これも全員協議会等で説明をいただいていることですけれども、一方的な協定の破棄というのができるのかどうか、できるのであればどういう形でできるのかというのを確認の意味で答弁お願いしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 協定書の破棄につきましては、例えば占冠村が協定書の破棄という意味表示をしたい場合につきましては、議会の議決を得て、それを富良野市の方へ通告をします。その通告をしてから2年を経過した日をもって、その効力を失うという内容になってございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） この協定についてですが、さっき課長から広域連携のありかたの一つとしてこういう手法が出てきたということで説明がありました。今回これは総務省の要綱ということで出てきた構想であります。以前の合併とかなんかというのは、法律関係でしばってきた訳なんです、今回要綱ができたということに関して、課長の考えをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） まず法律は国の関与ができるものと認識をしております、要綱等につきましては、その国の関与がないといった認識でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 国の関与がないということで説明がありました。でも中心市になるところには総務省からの財政措置というか、4千万円の交付税だとか、地方債を出す時に便宜が

あったり、そういうことがあるので国の関与がないとか、そういうことはないと思うのですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） あくまでも国の財政的な支援につきましては、国の広域行政のあり方の考えに基づきまして、広域行政を進めていくための支援ということで、財政措置がされているものというふうに認識をしております。関与といいましても、自治体がやらなかったことに対する規制をするようなものではないというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） ちょっと良く分からなかったのですが、そこのところはいいと思えます。一応、人口が減ってきて少子高齢化が続いて、厳しい財政状況がある、そして都会に人が集まっていく、そして地方が厳しい状況になっていくということで、こういう施策が出てきているんだろうと思っております。ですから、地方は大変厳しいものですから、全ての市町村がフルセットで施設だとか、生活機能を整備していくというのが難しくなっていく。だから私たちが今いる地域で暮らし続けるために、近くの都会の機能を利用して、そして経済基盤を作って自立していこうと、していきなさいというか、そういう施策なのだろうと思えます。そして富良野市、今回中心市になるということで宣言したのです。それで富良野市の宣言書の中で、富良野市の都市機能の利用状況における資料というのがついていまして、占冠村が協会病院のことなのですが、どれくらいの利用がされているのかということで、外来延べ患者数では1.8%、入院延べ患者数では3.0%、救急患者数では1.5%の利用しか占冠村では利用している状況がないわけでありまして。ですから、本当に



うちの村が都市機能として利用しているのが富良野市でいいのであろうかというか、そういうことについて。なぜ富良野市が中心都市として占冠村と連携していくというか、そういう、うちの考え方なのかな。選べるんだったら、例えば課長も言っていたことあるんですけども、帯広市と提携していいとか、札幌市と提携していいとか、そういう話しもあるかと思うのですが、なぜ富良野市が選ばれたのかということについてお聞きしたいのが第一点。それと、結局都市を充実整備していこうという国の考え方によって、そういう財政措置が結構手厚く中心市には出されるわけで、果たしてうちの村にはどのようなメリットがあるのか、その二点についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） この間の広域行政のあり方につきましては、知事とかが広域圏を設定して圏域が含まれてきた状況になります。定住自立圏構想というのは、あくまでも市町村の意思によってどこの中心地と協定を結ぶのかというところで、市町村の意思が反映される制度になっております。この間、占冠村としましては富良野圏域の中の広域の中で広域行政を進めてきておりまして、今後も富良野圏域の中で広域行政を進めていくことが妥当であるというふうに認識をしております。今木村議員が言われておりました、項目によっては行政課題等によっては、例えば帯広市とも協定を結ぶことも可能といった制度になりますので、そういった他の自治体、他の中心地と協定を結ぶことが占冠村にとって妥当、有利、住民のためになるというものであれば、そういった部分も協議は可能であるというふうに認識をしております。この制度のメリットとしましては、広域連携により持続可能な自治体運営を可能としておりま

して、住民サービスの維持、向上を図っていくことができるものというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、定住自立圏形成協定の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 何点かお聞きいたしたいと思います。3回までということなので、まず一点目は、第2条の2号にあります、その後段に括弧書きで、各戸が賃借人となる者以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものに限る、とあります。この括弧書きのところは単身者はダメだということ想定しているものなのかどうかということですね。それ

から二点目は、第2条の5号の文中に各戸について不特定多数に公募を行い、それから第3条の号の後半の部分の特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものでないこと、ということが書かれてあります。確かお聞きしたところによると、この施設というか、高齢者福祉施設の職員の入居を想定して建てられるという説明がありました。ですから、公募とこの3条の1号に書かれているところがその辺の入居というか、それを限定する条文ではないのかなということが気になるのですよね。その辺の説明をお願いいたしたいと思います。三点目が、第6条の後段の方にあります、生活上必要と認める付帯施設の設置等、ということが書いてあります。この付帯施設というのがどのようなものを想定しているのかということを知りたいと思います。第12条の助成金実績報告書の提出がうたわれておりますが、報告書の想定される内容がどのようなものなのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 木村議員にお答えしたいと思います。まず第2条の(2)の括弧書きですね。貸借人となる者以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものに限る、ということで、単身者はダメなのかという話なのですが、単身者も一応除外はしておりません。ただ規則の中で、これは条例が可決された後規則の方も整備していかなければならないと思うのですが、住居を有するものを60平方メートル以上とか、広さはある程度確保したいというふうに思っております。それから、第2条の(5)と第3条の(1)の絡みでありますけれども、特定の事業者、これは高齢者福祉施設のことを念頭に置いているので

はないかということなのですが、もちろんそれは念頭に置いているのですが、それ以外の人も入居できるという方向でいきたいと思っております。ただ、当面これを促進するにあたって、ある程度のめどを立てておかないと入居の募集をしても空きがあるということがあっても困りますから、その辺で一応高齢者施設に関する入居者を念頭に置いて、なおかつ一般の住民の方にも入居の要望を聞いて入居させていくというような考えでおります。それから、10ページの第6条、付帯施設の設置等規則の条件に付すること、付帯設備というのは、これも実際に条例が制定されて一応プロポーザルなどを予定しているのですが、その中で暖房施設、ストーブ、それから調理器具、給湯、上下水道、照明等、このようなものを規則で、条件で付していきたいというふうに考えてございます。それから第11条の実績報告、これにつきましてはこれもプロポーザルで建設に際しまして、設計書、構造計算書、特記仕様書等を提出させて、それに基づいて建設していくと思われまので、その検証のために実績報告書を出して、それを我々がチェックするというような内容でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） その施設関係の入居のところでは、課長の見解と反対で、福祉施設の方を入れるために、たくさん入れるために、公募とかでこういう福祉施設で働いている従業員に限定して入居されるためのものではないということで、たくさんの方々が来られたら、高齢者福祉施設で働かれる職員の方が排除されるから、かえって入りづらくなるのではないかなということで、一応お尋ねしたのですが、もう一回そこを確認でお聞きいたしたいと思っております。それから付帯施設のところなのですが、総務産業常任委員会の説明の中では、一応建設地

の取り付け道路、駐車スペース、上下水道、電気、電話、ゴミステーションの附帯設備工事は村が行うということで、説明がありました。さつき課長の附帯施設のところの説明で上下水道ということが出ていたのですが、そのところの文言が違うのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。そして第5条のところでは建築確認の申請書を提出する前ということで、第6条の附帯設備の設置することが、この建築確認の申請書に影響しないのかどうか、その辺のところをお聞きしたのと、これは認定と交付とあるんですが、この認定と交付がダブるので、交付一本でいいのではないのかなという気がするのですが、そのところをお聞きいたしたいと思います。それから、第16条の2号のところでは、第6条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めたとき。と書いてあるのですが、これは第8条で交付決定されたときに、3号に第6条第2項の規定により付した条件の履行が確実であること。と書いてあるので、この2号というのはいらぬのではないかなという気がするのですけれども。以上、お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） たくさん質問がありましたので、まず答えられるものから答えます。ちょっと調べるものについては調べさせていただきますと思います。高齢者住宅を想定しているんだから、排除するというその従業員のことのうんぬんからという話しだったのですけれども、あくまでも想定はしているのですけれども、一般の住民の方にももちろん入居のご案内は申し上げますし、その中でうちにも住宅入居の選考委員さんがおりますから、その辺で論議して入居は決めていきたいと思います。重複しましたら。ただその時の決定によって入居者を決めていきたいのですけれども、まず念

頭においているのは、前段も申しましたけれども、そういう需要があるということで、この条例を制定して建設に向けて進めていきたいということでございます。そして附帯整備、上下水道という話しは村がやるということでお話しがあったという話しなのですけれども、共益費というのは5,000円とか今はとっておりますけれども、楓や中央団地で。そのような5,000円を徴収するにあたりまして、その共益費の部分の上下水道で維持管理が出てきたら、これは事業者が行うというような区別をしたいというふうに思っています。村がやるのはあくまでも本管、それからそれに伴うものについては民間事業者ということで、それは今、村民が負担していると同じようなことだというふうに考えております。それから、認定と交付決定なのですけれども、あくまでも認定は認定というふうに思いますし、認定を受けて申請を出すと、そして決定をしていくということで、やはり順序というのか、そういうチェックもありますし、その辺は認定と申請交付、決定というような順番でこれはきちんとしておかなければならないのかなと感じております。それから、第16条、第6条2項に規定する条件を故意に履行しないと認めたとき。ということで、第8条にも書いてあるのではないかということなのですけれども、これは交付決定の時にこういうものが必要でありますよと。そして取消しにつきましては、故意に履行していないと認めたときということで、やはり決定はしているのだけれども、こういう故意があったら取り消しますよということで条例に載せさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） シンプルに二つお聞きします。この住宅を作ることによって試算を含めた行政のメリット、村民に分かるように分かりやすく答弁をお願いします。もう一点、家賃

の想定があるのかどうかというのを伺いた  
いと思います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌  
敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） まず試算のメ  
リット、これでございますが、民間活力を利用  
して建設した場合に、村からいたしますと、ま  
ず入居者からの収入、固定資産等で20年ベー  
スで考えているのですが、1棟4戸これにつま  
して我々の試算では収入が5,056万円。それで、  
支出につきましては業者さんに払うお金ですね、  
そういうお金ももろもろ入れまして8,960万円、  
8,960万円から先ほどの5,056万円を引くと民間  
活力で建設した場合、村の試算によりますとマ  
イナス3,904万円ということで、支出の方が増  
えるという結果になっています。それで村が単  
独で建設した場合、これは建設に7,540万円か  
かるのですが、収入が入居者の家賃で4,080万  
円、支出が先ほどの建設費と、村で建てる場合  
は起債の償還、修繕も村が持つことによって出  
てくるでしょうから、もろもろで9,615万円、  
9,615万円から4,080万円を差し引きますと  
5,535万円という、村が単独で建設した場合の  
試算が出ています。それでこの5,535万円は村  
が単独で建設した場合のお金でありまして、先  
ほど民間活力で建設した場合の村の持ち出しが  
3,904万円でございますので、それを差し引く  
と1,631万円、村が単独で建設したよりも民間  
活力で建設した方がお金的には有利であるとい  
うことでございます。家賃についてですけれど  
も、家賃についてもだいたい試算してございま  
して、まず2LDKの場合は平成24年度の村営  
住宅の平均家賃、これがだいたい1万6千円と  
なっています。家賃設定する場合の基礎額とい  
うのがありまして、その平均は7万4,025円、  
今のは平均は収入部類の1～5までなのですけ  
れども、5～8までの平均が4万2,625円割返

しますと、2万8千円という数字が出てきます。  
この2万8千円が2LDKの家賃で、これに今  
度面積が70平方メートルを想定しておりまして、  
3LDKは84平方メートルを想定しております。  
これの割返しで3LDKの場合は3万3千円と  
いう計算上のお金が出てきます。これに、ひと  
月の一棟あたりの10年分の設備機器、ボイラー、  
ストーブ等は、10年で84万340円ということに  
なっていますので、これを10年の120ヵ月で割  
りますと7千円というお金が出てきます。そう  
すると、2LDKの家賃は2万8千円プラス7  
千円で3万5千円。3LDKの家賃は3万3千  
円プラス7千円で4万円。それプラス共益費の  
5千円ということが一応今のところ我々が試算  
している状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村民間賃貸共同  
住宅等建設促進条例を制定することについての  
件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されま  
した。

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 補正予算のところの質問をいたしたいと思います。まず19ページの15款、道支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、3節の経済センサス関係の委託金のところで、活動調査と基礎調査準備、調査区管理とありますが、これについてどういうことなのか説明をお願いいたします。

21ページ、21款、1項、村債、1目、総務債の消防デジタル無線整備のところ、一応過疎債をやめて緊急防災減災事業債へと変更していくとの説明がありました。過疎債を使った場合と、この緊急防災減災事業債を使った場合の差というか、メリット、デメリットを教えてくださいたいと思います。

25ページ3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、7節、賃金のところの常勤嘱託職員賃金の204万9千円の増のところ、職員費から常勤嘱託職員へと変えたというところの説明がありました。それはどういうことなのかということをお願いいたします。この204万9千円増の賃金が何月から何月までの賃金なのか教えてくださいたいと思います。

26ページの6款、農林業費、1項、農業費、2目の7節の賃金なのですが、常勤嘱託職員賃金が72万4千円の増ということで、何月から何月までの賃金かということをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 私の方からは

議案19ページの15款、道支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、3節の経済センサスの内容についてお答えしたいと思います。まず、活動調査とは、事業所や企業の売上高などの経済活動を調査するものでございます。基礎調査におきましては、事業所や企業の名称や、所在地、従業員数、開設時期などの基礎情報を調査するものでございます。経済センサス調査区管理というのは、平成21年経済センサス基礎調査において、市町村の区域内に設定した調査区を管理するものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） まず、21ページ、21款、1項、村債、1目、総務債の消防デジタル無線整備、過疎債の件でございますけれども、今般、当初市町村ごとに起債を起こしてこの経費に対応するというところで進んでおりました。広域連合消防におきまして、この過疎債の対象が中富良野町、南富良野町、占冠村ということで、富良野市、上富良野町が過疎債が使えないということもございまして、起債の方法を変えてございます。広域連合において、防災減災の起債を起こすということで、条件的には過疎債と全く同じということで処理がされまして、5市町村同じ条件で起債を起こせることとなりましたので、占冠村についても不利益、利益なしということになってございます。

それから、25ページ3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、7節、常勤嘱託職員賃金でございますが、これにつきましては職員費で見えておりましたけれども、当該職員の年金支給、共済組合に席を置くことによって年金の支給がストップするということがありまして、当該者の不利益を回避するために常勤嘱託職員ということで、賃金体系、社会保障体系を変更することによって年金が確保されるということございまして、そういった中で林業

費、社会福祉費において同様の措置を講じたということにしております。この計算式なのですが、けれども、今資料を見ていたのですが、ちょっと月数の関係はお時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（相川繁治君） 答弁調整のため、このままの状態です。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 申し訳ありません。まず、社会福祉費の常勤嘱託職員につきましては、11月から3月まで、林業振興室については1月から3月までということです。これは時期がずれていますけれども手続き上の問題からそういった時期にずれているということです。農業振興費の関係については、12月1日付けで採用しておりますので、12月から3月までです。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 1点だけ、25ページの社会福祉総務費関係の賃金のところで室長さんの賃金ということなのですが、11月から3月までの賃金ということでした。室長は確か7月から来ていらっしゃるんですよね、確か6月議会の補正では賃金とかの項目は出ていませんでしたので、どういう対応で賃金を処理してきたのか、その関係だけ教えていただきたいといます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） ここに至るまでは、職員費から支出をさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 何点かちょっとお伺いしたいといます。まず、21ページ、20款、諸収入、5項、雑入の赤岩環境整備協力募金の4

万1千円。23ページにもこの4万1千円が積立金として環境保全と観光振興基金の積立金となっておりますが、これは赤岩のクライマーさんたちの募金という形になっていると思うのですが、この基金の積立がいくらになっているのかということと、これはどういった形で使われているのかどうか、どういう使い道で使われているかと伝えられているのかどうかお伺いしたいと思います。

26ページ、今も質問がありました、6款、農林業費、1項、農業費、2目、農業振興費の営農指導員さんの給与関係があがっているが、この営農指導員さんの必要性と役割についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 赤岩環境整備協力募金につきましては、この間平成23年度から平成25年度までで10万円ほど募金がありまして、これにつきましては全て基金に積立てをしております。これまで使ってはいませんでしたけれども、次年度以降運営費の一部として取り崩して使わせていただきたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 農業振興費で今回、農業営農指導員の賃金関係を補正させていただいておりますけれども、営農指導員さんの役割と申しますか、名前のとおり営農指導ということで営農全般にあたってもらうのはもちろんなんですけれども、特に新規就農ということで、今村の農業の実態は高齢化、それから息子さんへの継承がなかなか難しいという状況にありますので、その辺の農家さんの実情等を把握しまして、新規就農をうまいタイミングという

か、そういうことでバトンタッチさせていきたいということが、主にそういうことをやっていただくというふうに考えています。今、職員が2名おるのですが、なかなか農家さんの周りの現場の方に行く機会もありませんので、現場で実情等を把握していただいて、今後の営農に生かしていきたいと考えています。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 質問の環境保全と観光振興基金の積立残高でございますけれども、今回補正をさせていただいて、平成25年度の末の見込みでございますけれども、2,699万6千円を見込んでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、長谷川耿聰君

○2番（長谷川耿聰君） 1点だけお伺いします。34ページの10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目の償還金146万円について、どういうことで償還されたかこの内訳をお願いします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 償還金、利子及び割引料の146万円の国・道負担金の清算金についての内訳ですが、平成24年度の療養給付費等の負担金の返還でありまして、3種類あるんですが、交付額に対して精算額が下回るということで、この療養給付金の負担金が133万2,300円、平成24年度の特健診審査の負担金これが2種類ありまして、国庫分が10万8千円。同じく道費分の返還金が10万8千円とうことで、3種の合計で146万円の返還金が生じたということになります。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番、木村一俊君

○7番(木村一俊君) 38ページ、4款、諸収入、1項、1目、雑入、建物災害共済金が153万円増となっております。この災害で共済金が入ったことなんでしょうが、どのような内容なのですか、教えていただきたいと思います。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長(尾関昌敏君) これにつきましてはトマムの導水ポンプ場の流量計の破損ということで、提案説明のときにお話しをしたと思うのですが、実は5月に落雷がありました。これに伴いまして、この落雷が原因でこの流量計が壊れたのではないかという申請をしておりましたら、それは保険対象になりますよということになりましたので、建物災害共済金を受けて、今回提案しております導水ポンプの流量計の修繕153万円に充当しております。

○議長(相川繁治君) 他に、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



---

**◎日程第7 議案第7号**

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第8 議案第8号**

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第8号、平成25年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、平成25年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第9 議案第9号**

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

した。

○議長（相川繁治君）　ここで午前11時20分まで休憩いたします。

休憩　午前11時05分

再開　午前11時20分

○議長（相川繁治君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第10 意見書案第14号から日程第12 意見書案第16号

○議長（相川繁治君）　日程第10、意見書案第14号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書から、日程第12、意見書案第16号、2014年度地方財政の確立を求める意見書までの件、3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

意見書案第14号については、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君）　意見書案第14号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年12月17日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく、山本敬介。賛成者、同じく、佐野一紀。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めると

ともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けて、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施策の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。記、1、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林急減対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。2、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。5、復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の

復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年12月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先は下記のとおりです。以上、提案いたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第15号については、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 意見書案第15号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年12月17日提出。提出者、占冠村議会議員、佐野一紀。賛成者、同じく小峰義雄。賛成者、同じく、工藤國忠。読み上げてご提案させていただきます。

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書。政府は、社会保険制度改革国民会議の提言を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を国会に提出しました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出を目指すとしています。少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっています。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕

組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望します。記。

1、要支援者を新しい総合事業に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。2、予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。3、一定以上所得者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。4、特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。5、介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。6、地域包括ケアシステムの推進にあたって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年12月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、以下記載のとおりです。以上、ご提案いたします。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第16号については、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 意見書案第16号、2014年度地方財政の確立を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年12月17日提出。提出者、占冠村議会議員、小峰義雄、賛成者、同じく、山本敬介。賛成者、同じく、佐野一紀。

政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において、地方の一般財源の総額については、2013年度地方財政計画と実質的に同水準を確保するとされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、2014年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。さらに、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入など、地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落・過疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けてきました。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、次の事項について強く要望します。記。1、社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。2、地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、

実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。3、2014年度の地方財政については巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。4、合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。5、2013年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。6、地方交付税の算定について行革努力、地域経済活性化の成果に応じた策定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、厳に慎むこと。7、地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年12月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先は記載のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第14号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第15号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第16号、2014年度地方財政の確立を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 閉会中の継続調査の申し出

○議長(相川繁治君) 日程第13、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の調査、所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第7回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 1月17日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 佐野 一紀

占冠村議会議員 工藤 國忠